

沼田市学校跡地等利活用方針



令和 8 年 3 月



沼田市

【目 次】

1. 方針策定の背景と目的	1
2. 方針の位置づけ	1
3. 検討対象施設	2
(1) 対象施設	2
(2) 施設位置図	3
4. 検討対象施設の現状	4
(1) 沼田北小学校	4
(2) 利南東小学校	6
(3) 池田小学校	8
(4) 白沢小学校	10
(5) 利根小学校	12
(6) 多那小学校	14
(7) 沼田南中学校	16
(8) 沼田西中学校	18
(9) 池田中学校	20
(10) 利根中学校	22
(11) 多那中学校	24
5. 利活用に向けた課題	26
(1) 検討対象施設の利用状況	26
①学校施設の開放	26
②一時的な行政施設（避難所・投票所等）としての利用	26
(2) 施設の老朽化・耐震化の状況	26
(3) 土地の状況	29
(4) 財産処分に当たっての留意事項等	29
6. 学校跡地等利活用の基本的な考え方	30
(1) 基本的な考え方	30
(2) 留意事項	31
7. 学校跡地等の基本的な利活用の方法	32
(1) 公共施設	32
(2) 民間事業者等への売却・貸付け	32
(3) 暫定的活用	32
(4) 複合的利用	32
8. 検討体制と検討の進め方	33
(1) 検討体制	33
(2) 個別利活用の進め方	33

9. 特殊事情への対応	34
10. 学校跡地等の利活用検討プロセス	34
11. 学校跡地等の利活用事務処理（各課の役割分担）について	36
【資料①】 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要	38
【資料②】 補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表	39
【資料③】 公立学校施設の耐震化状況一覧	41

1. 方針策定の背景と目的

沼田市の学校施設（小学校・中学校）は、高度経済成長期の児童生徒数の増加に伴い昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備されてきました。

しかし、近年の出生数の著しい減少により、小規模校の増加と将来的な教育環境への影響が懸念されています。

これを受け、市では、「沼田市新たな学校づくり実施計画」を策定し、児童生徒数の推移、地域性への配慮、市の適正規模・適正配置の基本方針に基づき、市内の小学校11校、中学校9校を対象として、計画的に統廃合を進めることとしました。

学校施設は、学習の場としての本来の役割に加え、地域防災、社会教育、地域の交流の場等、地域コミュニティの核として様々な場面で利用されてきたことから、地域住民の「思い出の場所」でもあり、精神的なよりどころでもあるため、その利活用にあたっては強い関心が持たれています。

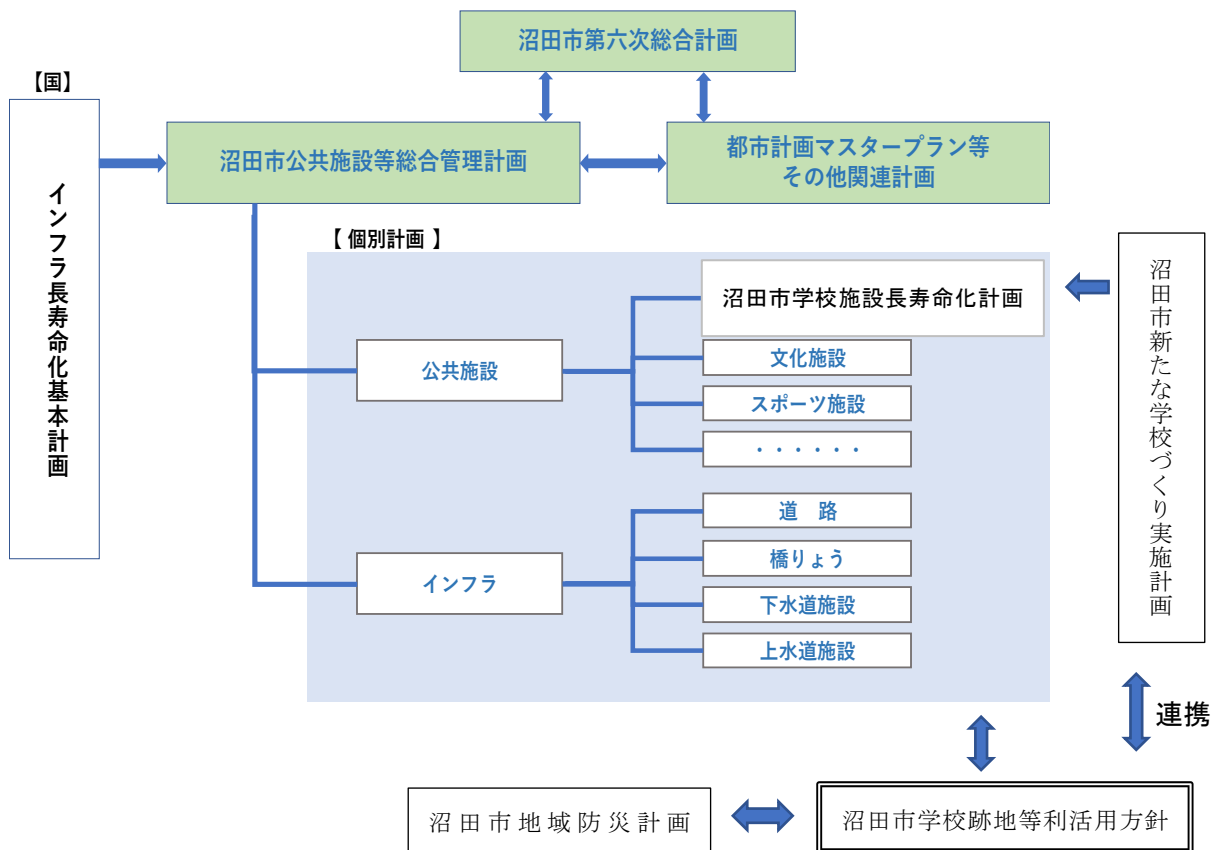
学校跡地等の利活用を考えるに当たっては、地域住民と対話しながら、合意形成を丁寧に積み重ねることはもちろん、その意向を尊重することは大原則ではありますが、同時に市全体のまちづくり、地域経済の発展、効率的な行財政運営等の観点から、市民全体の利益に適うものとする必要もあります。そのため、公共的な利活用のみを検討の際の候補とするのではなく、民間事業者等への売却や貸付けなどを、地域住民の意向や民間の進出意欲を十分に把握した上で幅広く検証し、庁内外で知恵を絞り、地域の活性化に向けた新たな拠点となるよう有効活用策を考えていく必要があります。

このようなことから、学校跡地等の利活用に関する基本的な考え方を整理するとともに、利活用策を決定するための検討手順等について明確にすることを目的として、「沼田市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」及び「沼田市学校施設長寿命化計画（令和7年10月改訂）」と整合性を図りながら、本方針を定めるものです。

2. 方針の位置づけ

本方針は、2025年3月策定の「沼田市新たな学校づくり実施計画」と整合を図りながら連携した計画として位置づけます。策定に当たっては、市全体の公共施設マネジメントの基本方針である「沼田市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」や、その個別施設計画である「沼田市学校施設長寿命化計画（令和7年10月改訂）」、さらには「沼田市地域防災計画（令和5年2月修正）」との整合を図り、相互に連携しながら推進します。

【図】 沼田市学校跡地等利活用方針の位置づけ



3. 検討対象施設

(1) 対象施設

既に用途廃止となっている学校施設に加え、「沼田市新たな学校づくり実施計画」により、統廃合が決定している小学校・中学校を対象とします。

【小学校 6 校】

地区	学校名	統合等年度	統合後の校舎等の場所	備考
旧沼田町地区	沼田北小学校	令和 10 年度	沼田東小学校	指定避難所等
利南地区	利南東小学校	令和 9 年度	沼田東中学校	移転、投票所
池田地区	池田小学校	令和 9 年度	薄根小学校	指定避難所等
白沢地区	白沢小学校	令和 13 年度	白沢中学校	義務教育学校 指定避難所等
利根地区	多那小学校	令和 8 年度	白沢小学校	指定避難所等
	利根小学校	令和 13 年度	白沢中学校	義務教育学校 指定避難所等

※指定避難所等：指定緊急避難場所・指定避難所

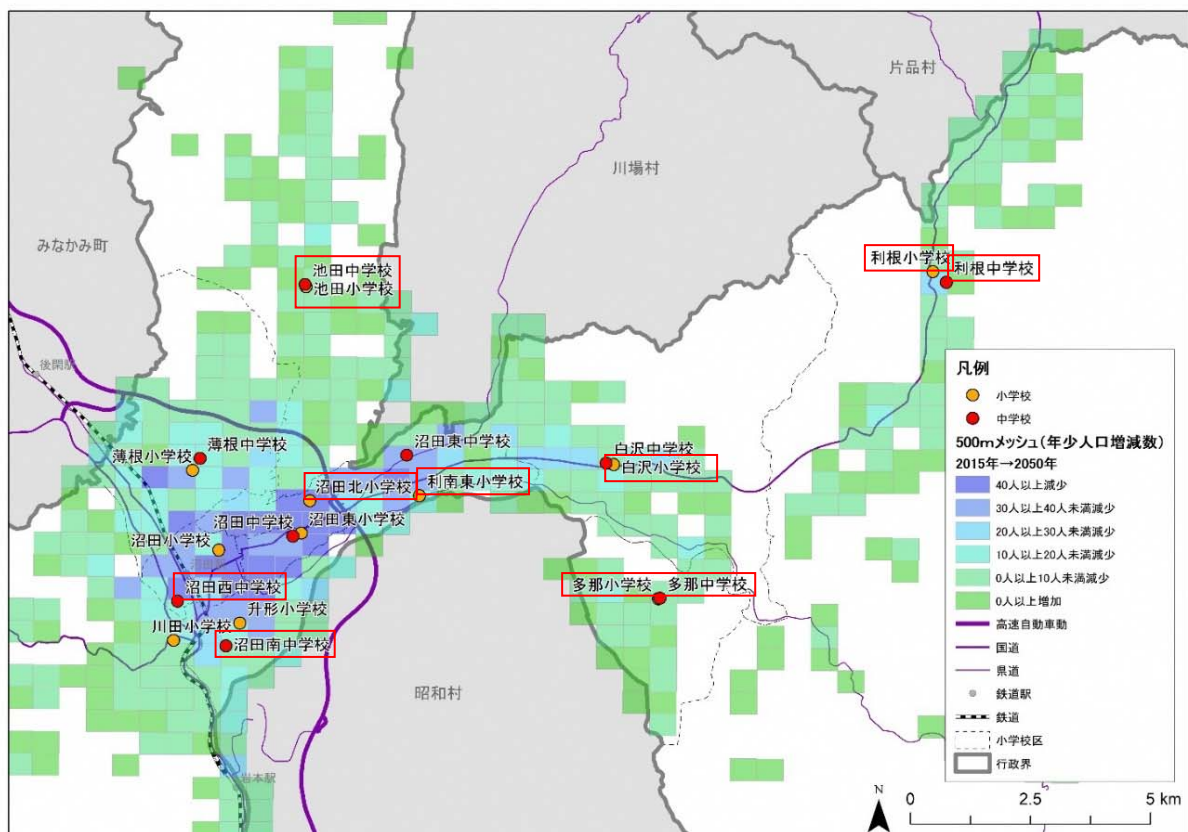
【中学校 5 校】

地区	学校名	統合等年度	統合後の校舎等の場所	備考
利南地区	沼田南中学校	令和 12 年度	沼田中学校	指定避難所等
旧沼田町地区 川田地区	沼田西中学校	令和 12 年度	沼田中学校	指定緊急避難場所
池田地区	池田中学校	令和 9 年度	薄根中学校	指定避難所等
利根地区	利根中学校	令和 9 年度	白沢中学校	指定緊急避難場所
利根地区	多那中学校	令和 8 年度	白沢中学校	指定避難所等

※指定避難所等：指定緊急避難場所・指定避難所

(2) 施設位置図

統合等学校施設の位置図 (囲み)



※年少人口増減数は、2015 年が国勢調査、2050 年が国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年 1 月推計）」の推計値を使用して作成

※白沢小学校：令和 13 年度に義務教育学校に移行予定（白沢中学校の校舎を使用）

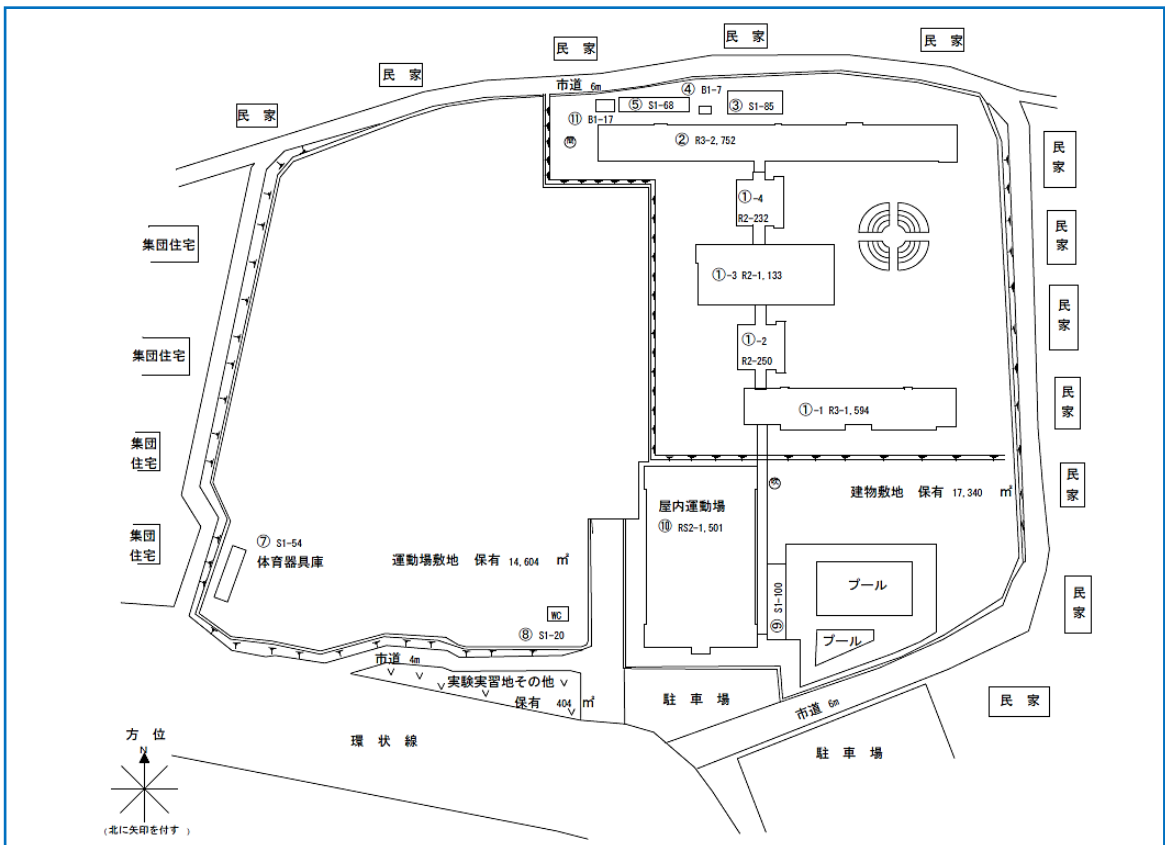
4. 検討対象施設の現状

(1) 沼田北小学校（令和10年度 沼田東小学校と統合予定）

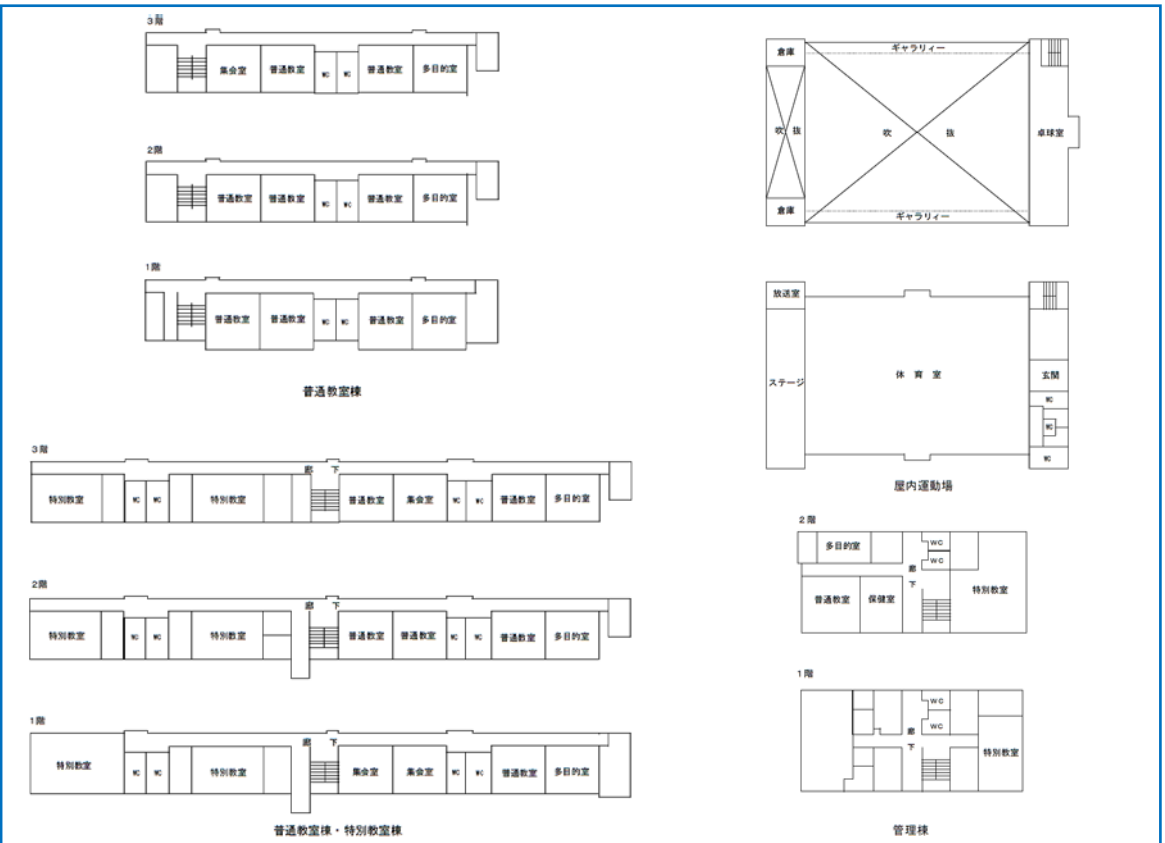


所在地	沼田市高橋場町4898番地
竣工年月	校舎：昭和53年度 屋内運動場：昭和53年度
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建（耐用年数：60年）
用途地域	都市計画区域用途種別 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域
面積	校舎：6,192㎡ 屋内運動場：1,501㎡
校地面積	32,348㎡
耐震化	校舎：旧耐震一部工事済 屋内運動場：旧耐震工事済
備考	耐震化（校舎）：「普通教室棟」診断結果より耐震性有 ：「普通教室棟・特別教室棟」診断結果より工事済 冷暖房：有 プール：有 包蔵地：無 土砂災害警戒区域：無 急傾斜地崩壊危険区域：無 赤道：有 青道：無 土地の所有者：沼田市 上水：上水道 下水：公共下水道 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：無 除去土壌保管：有

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図

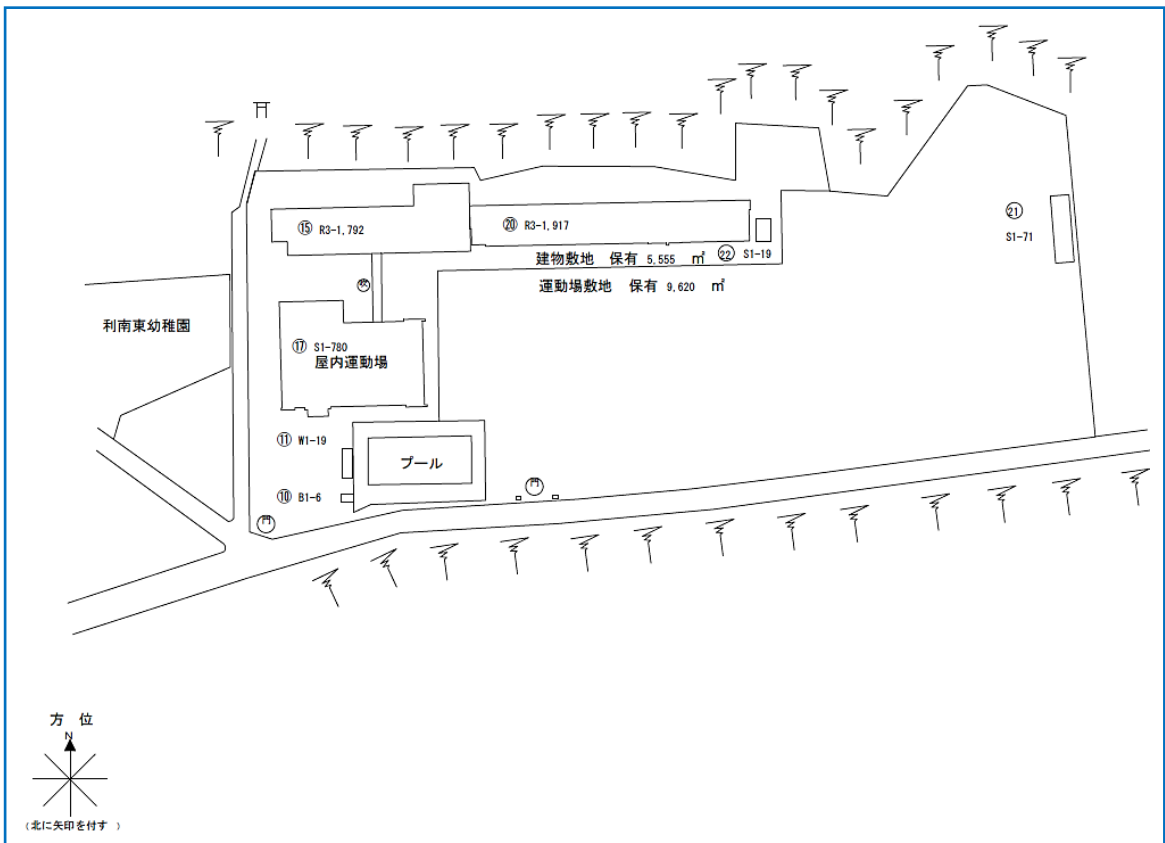


(2) 利南東小学校 (令和9年度 沼田東中学校へ移転予定)

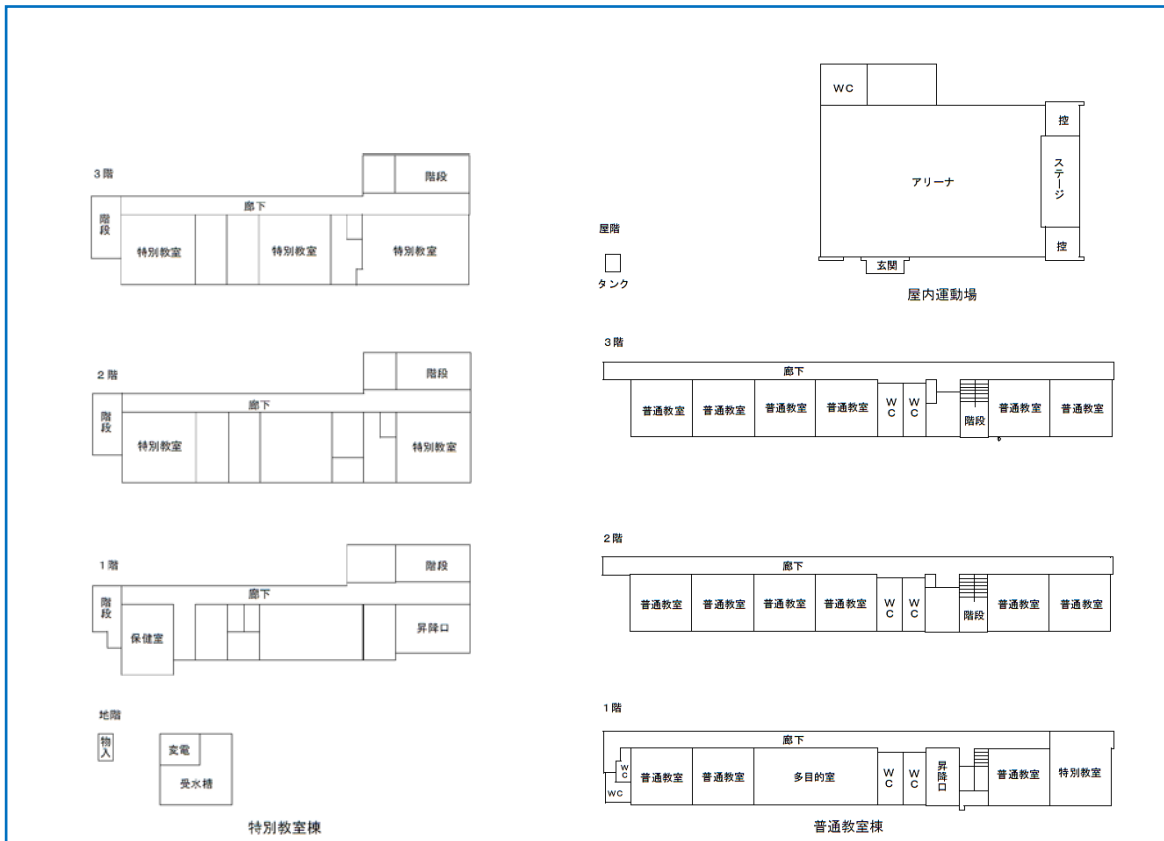


所在地	沼田市上久屋町2135番地
竣工年月	校舎：平成元年度（普通教室棟） 昭和55年度（特別教室棟） 屋内運動場：昭和57年度
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄骨造1階建（耐用年数：40年）
用途地域	都市計画区域外
面積	校舎：3,799㎡ 屋内運動場：780㎡
校地面積	15,175㎡
耐震化	校舎：一部新耐震 屋内運動場：新耐震
備考	耐震化（校舎）：「普通教室棟」新耐震 「特別教室棟」診断結果より耐震性有（旧耐震） 冷暖房：有 プール：有 包蔵地：有 土砂災害警戒区域：有 急傾斜地崩壊危険区域：有 赤道：無 青道：無 土地の所有者：沼田市（一部県有地、私有地） 上水：上久屋簡易水道 下水：浄化槽 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：無 除去土壌保管：有

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図

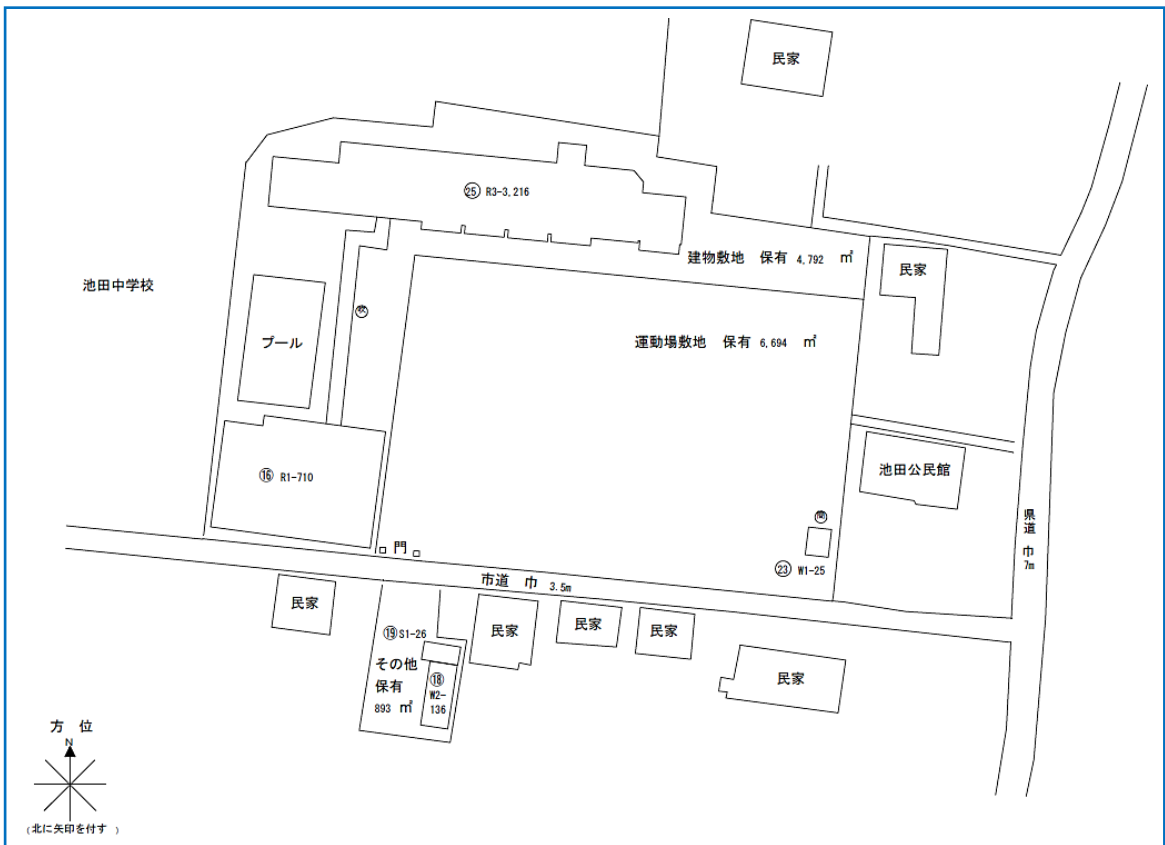


(3) 池田小学校 (令和9年度 薄根小学校と統合予定)

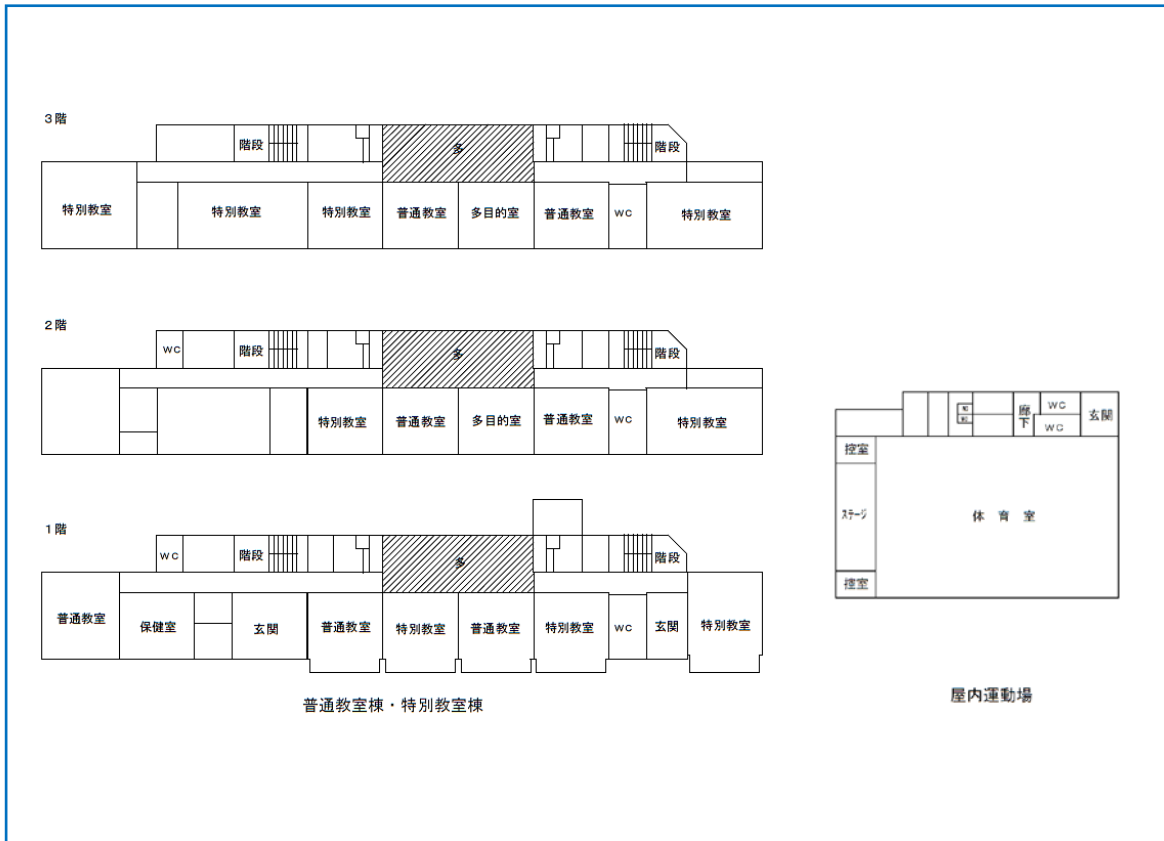


所在地	沼田市発知新田町533番地
竣工年月	校舎：昭和59年度 屋内運動場：昭和48年度
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造1階建（耐用年数：60年）
用途地域	都市計画区域外
面積	校舎：3,403㎡ 屋内運動場：710㎡
校地面積	12,379㎡
耐震化	校舎：新耐震 屋内運動場：旧耐震工事済
備考	冷暖房：有 プール：有 包蔵地：無 土砂災害警戒区域：無 急傾斜地崩壊危険区域：無 赤道：有 青道：有 土地の所有者：沼田市（一部私有地） 上水：発知簡易水道 下水：浄化槽 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：有 除去土壌保管：有 農業用水路：有

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図



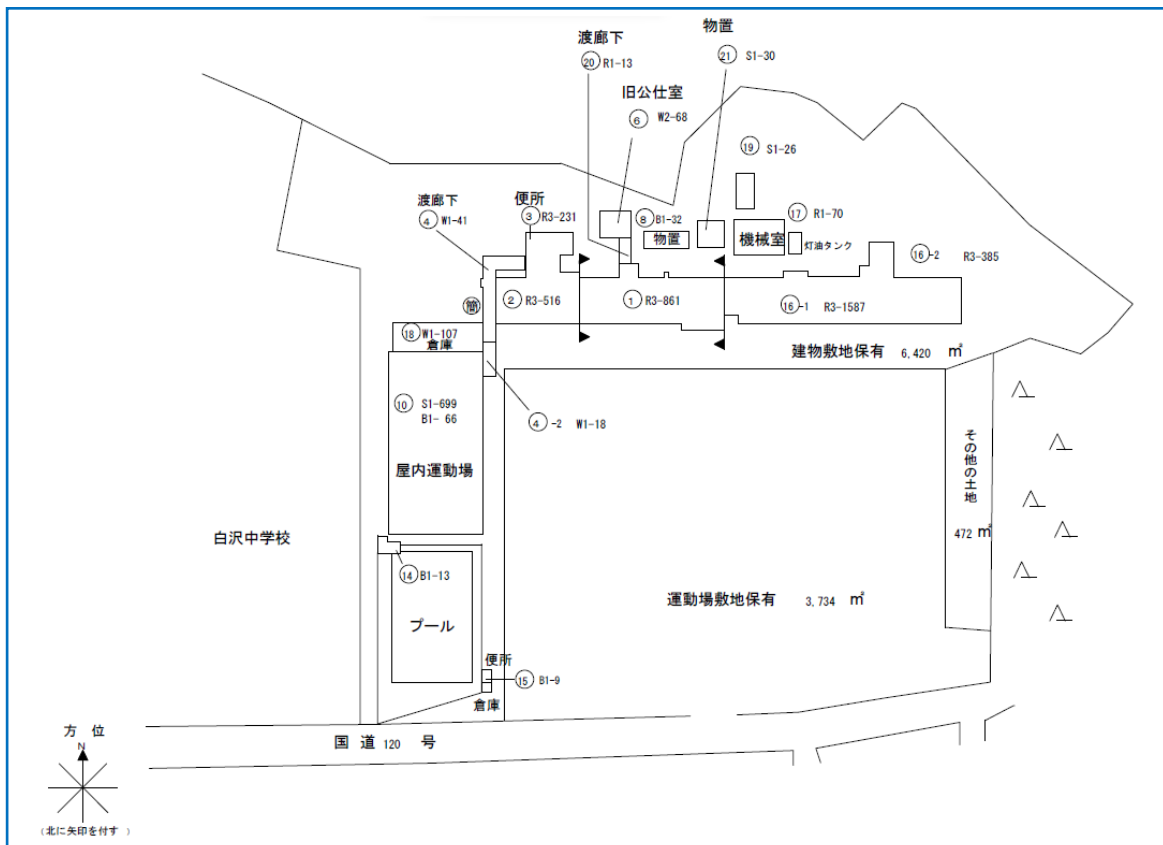
(4) 白沢小学校 (令和13年度 義務教育学校へ移行予定)

※白沢中学校の校舎を使用

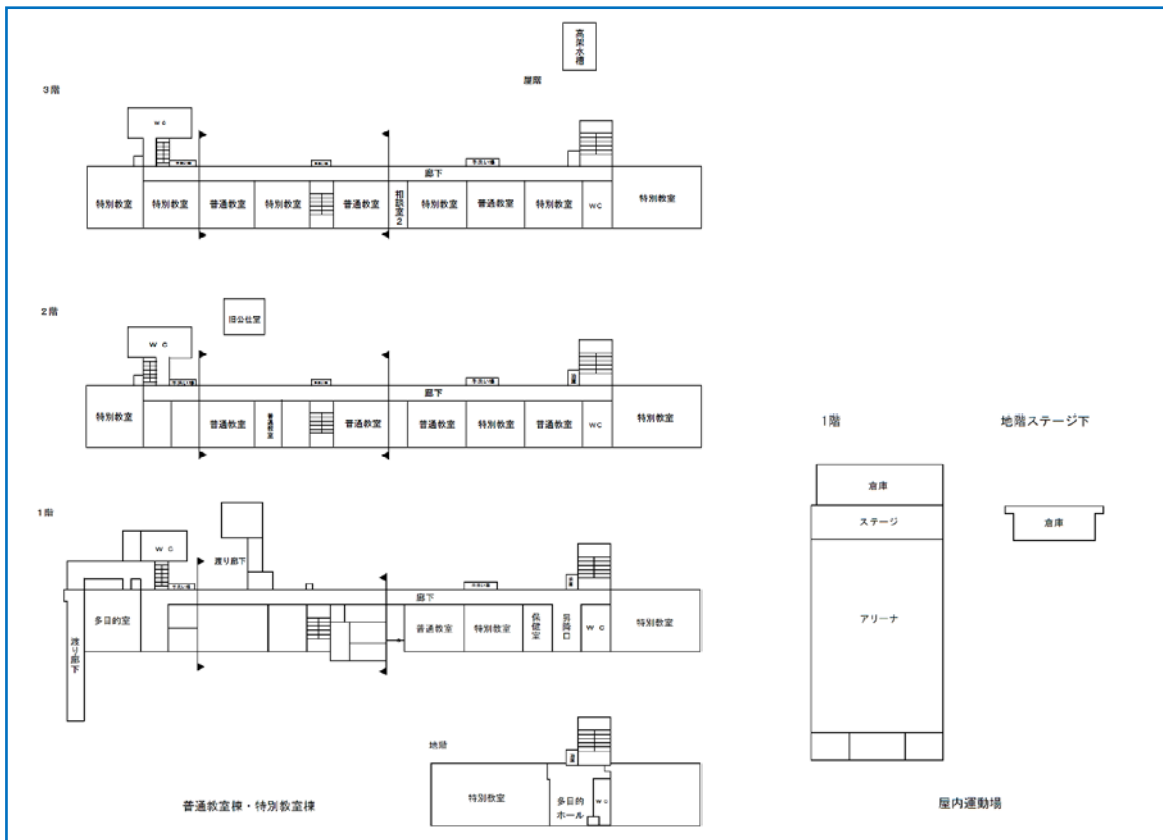


所在地	沼田市白沢町高平94番地1	
竣工年月	校舎：昭和42・43・54年度 屋内運動場：昭和39年度	
構造	校舎：鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄骨造1階建（耐用年数：40年）	
用途地域	都市計画区域外	
面積	校舎：3,967㎡ 屋内運動場：783㎡	
校地面積	10,626㎡	
耐震化	校舎：旧耐震一部工事済 屋内運動場：旧耐震工事済	
備考	耐震化（便所）：「普通教室棟・特別教室棟」診断結果より工事済 「便所」診断結果より耐震性有 冷暖房：有 プール：有 包蔵地：有 土砂災害警戒区域：無 急傾斜地崩壊危険区域：無 赤道：有 青道：有 土地の所有者：沼田市 上水：白沢簡易水道 下水：特定環境保全公共下水道 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：有 除去土壌保管：有	

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図



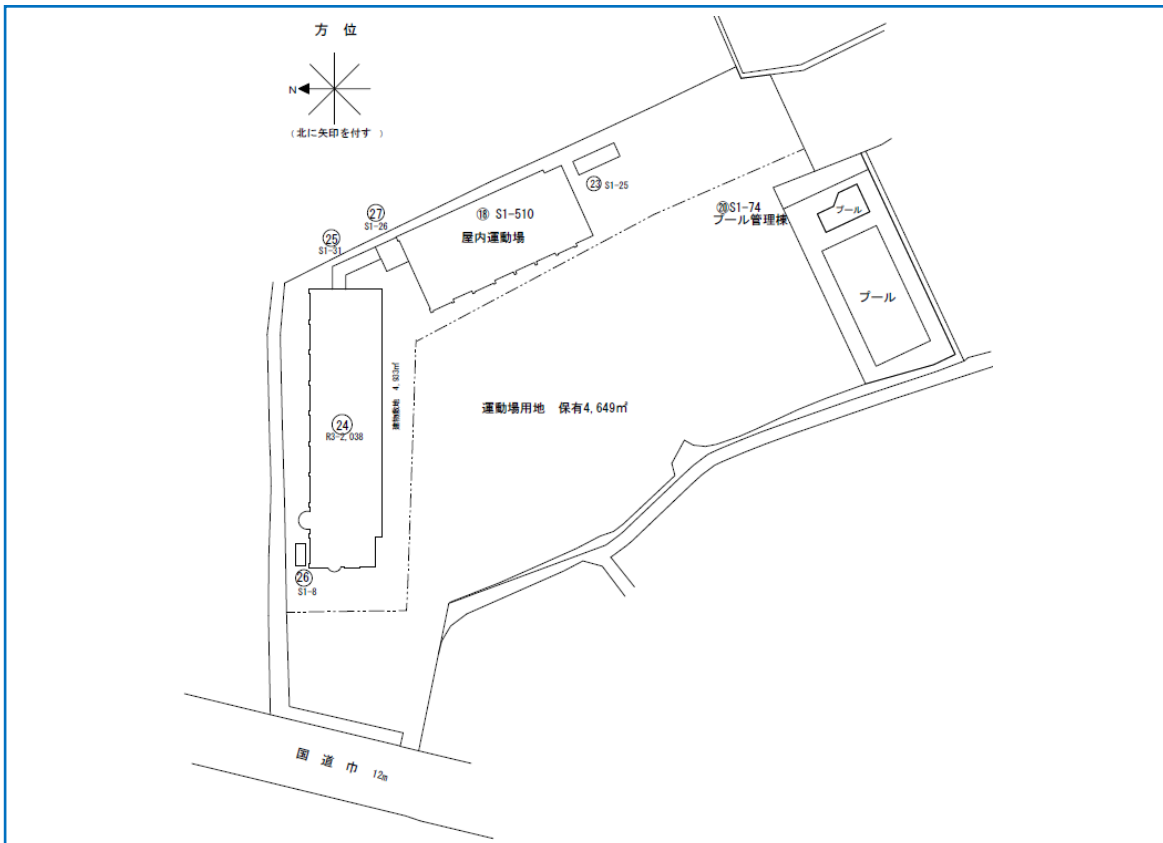
(5) 利根小学校（令和13年度 白沢小学校と統合・義務教育学校へ移行予定）

※白沢中学校の校舎を使用

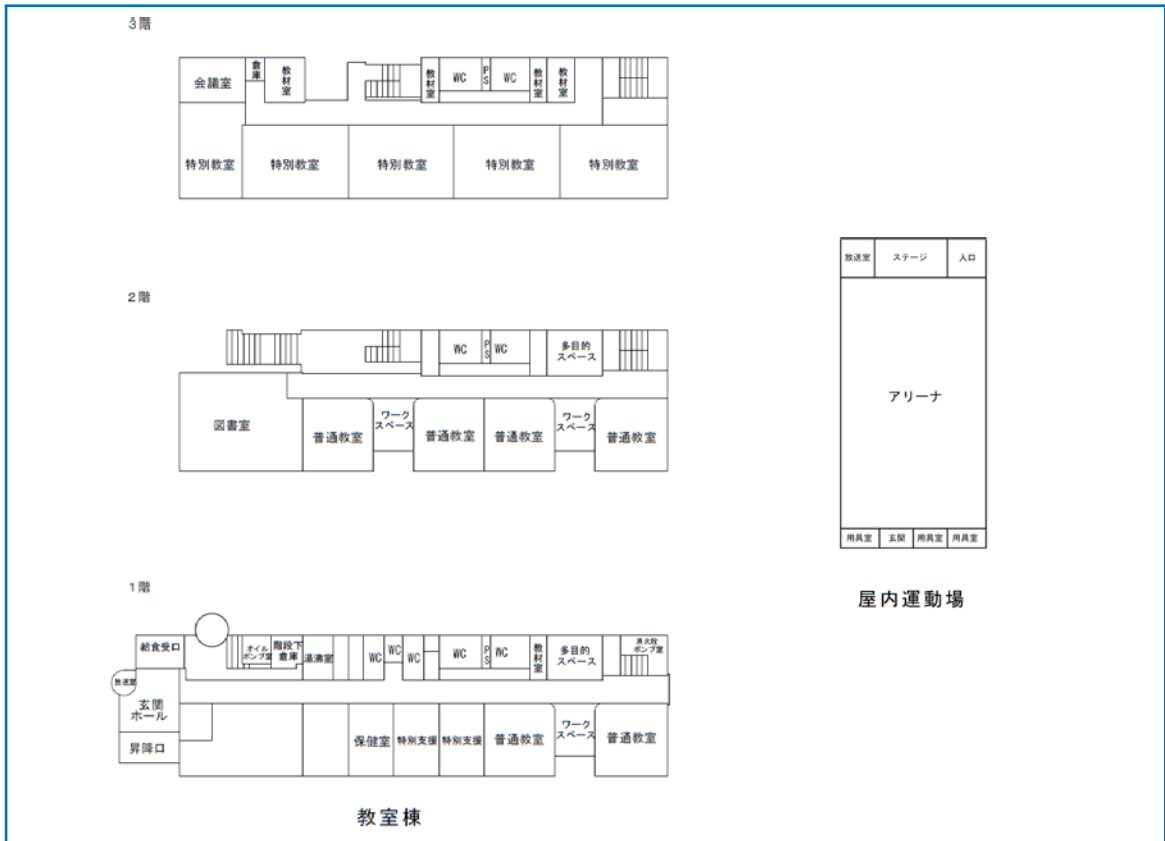


所在地	沼田市利根町追貝93番地
竣工年月	校舎：平成29年度（教室棟） 屋内運動場：昭和45年度
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄骨造1階建（耐用年数：40年）
用途地域	都市計画区域外
面積	校舎：2,102㎡ 屋内運動場：536㎡
校地面積	9,582㎡
耐震化	校舎：新耐震 屋内運動場：旧耐震工事済
備考	冷暖房：有 プール：有 包蔵地：無 土砂災害警戒区域：無 急傾斜地崩壊危険区域：無 赤道：有 青道：有 土地の所有者：沼田市 上水：利根北部簡易水道 下水：特定環境保全公共下水道 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：有 除去土壌保管：無

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図

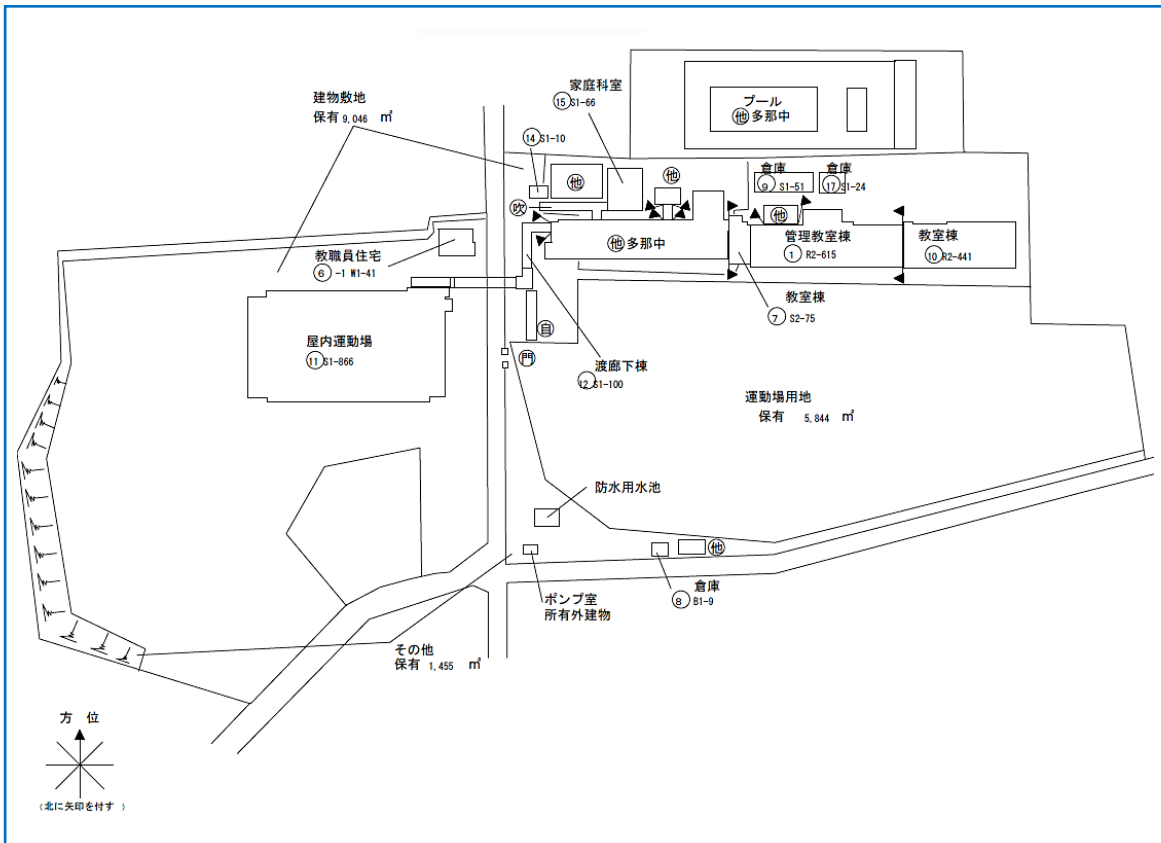


(6) 多那小学校 (令和8年度 白沢小学校と統合予定)

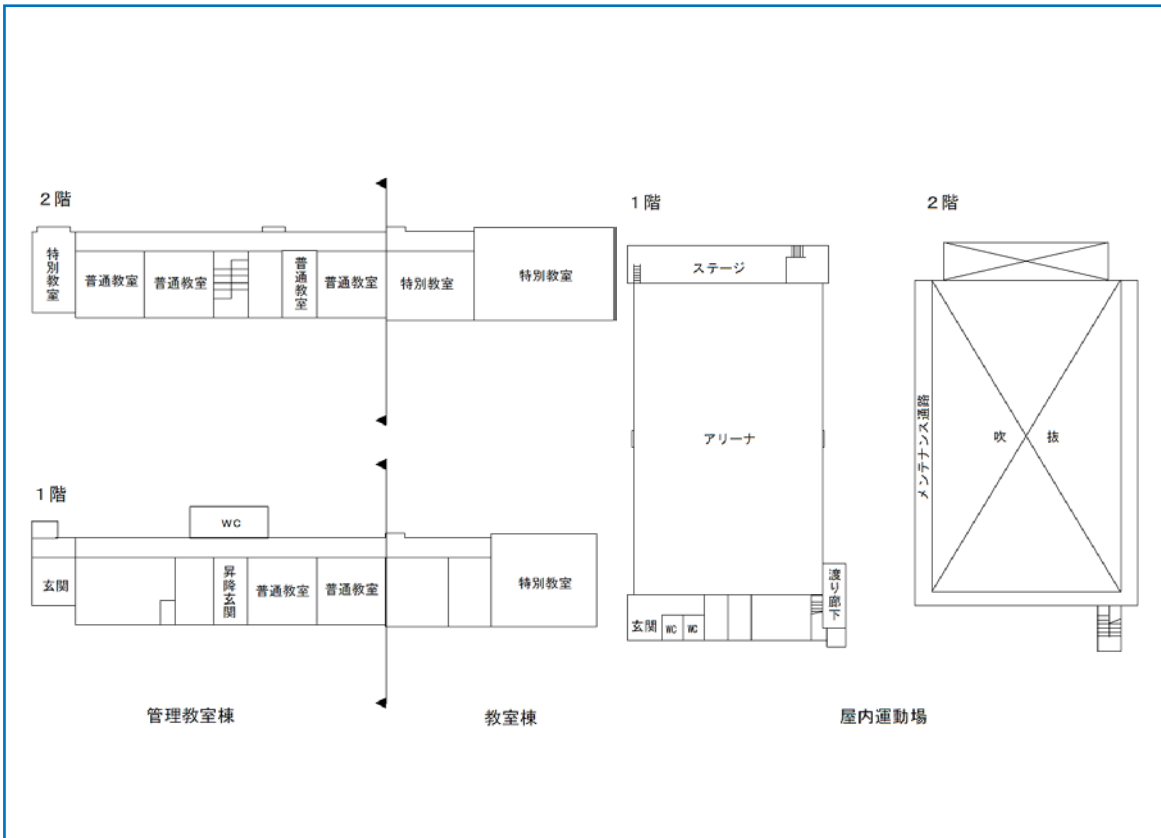


所在地	沼田市利根町多那732番地
竣工年月	校舎：昭和57年度（教室棟） 昭和43年度（管理教室棟） 屋内運動場：平成3年度
構造	校舎：鉄筋コンクリート造2階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄骨造1階建（耐用年数：40年）
用途地域	都市計画区域外
面積	校舎：1,291㎡ 屋内運動場：966㎡
校地面積	16,345㎡
耐震化	校舎：一部新耐震 屋内運動場：新耐震
備考	耐震化（校舎）：「教室棟」新耐震 「管理教室棟」診断結果より工事済（旧耐震） 多那小学校と多那中学校は、同じ敷地内に併設 冷暖房：有 プール：無 包蔵地：無 土砂災害警戒区域：無 急傾斜地崩壊危険区域：無 赤道：有 青道：無 土地の所有者：沼田市（一部私有地） 上水：利根南部簡易水道 下水：農業集落排水 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：無 除去土壌保管：有

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図

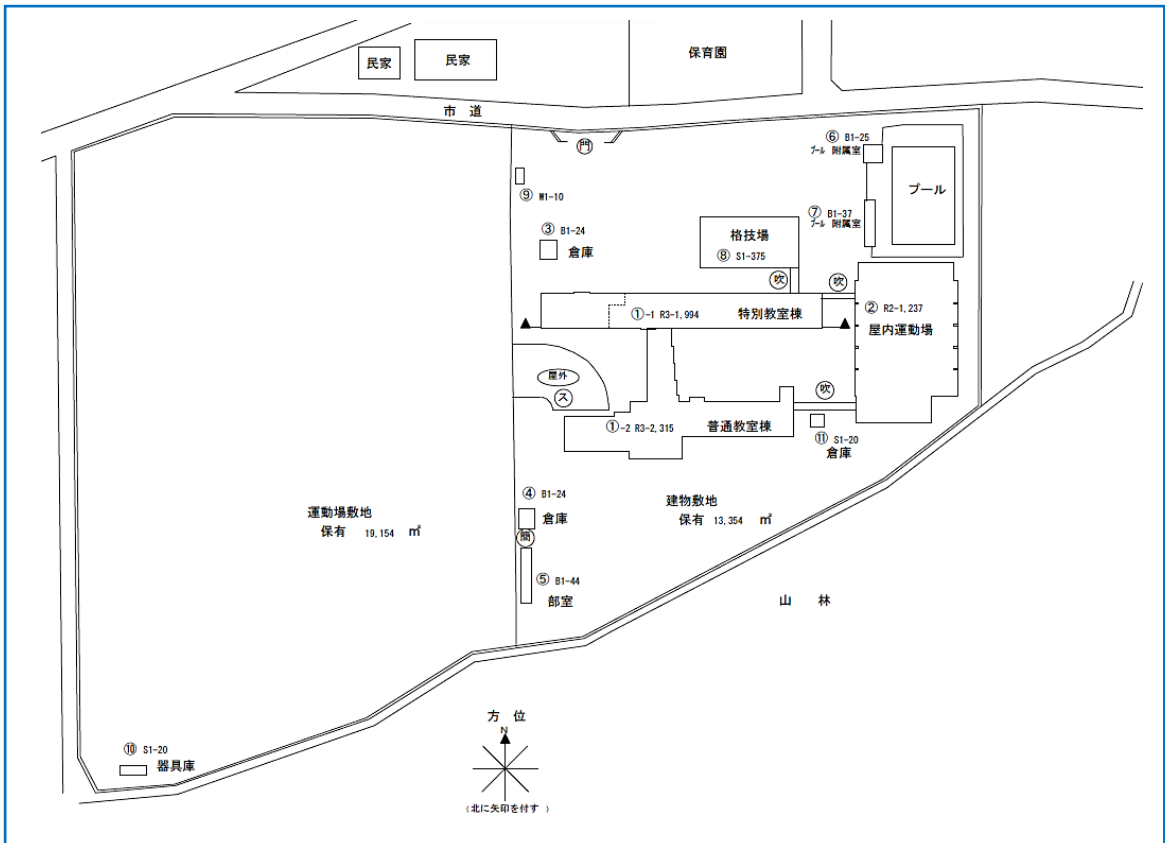


(7) 沼田南中学校 (令和12年度 沼田中学校と統合予定)

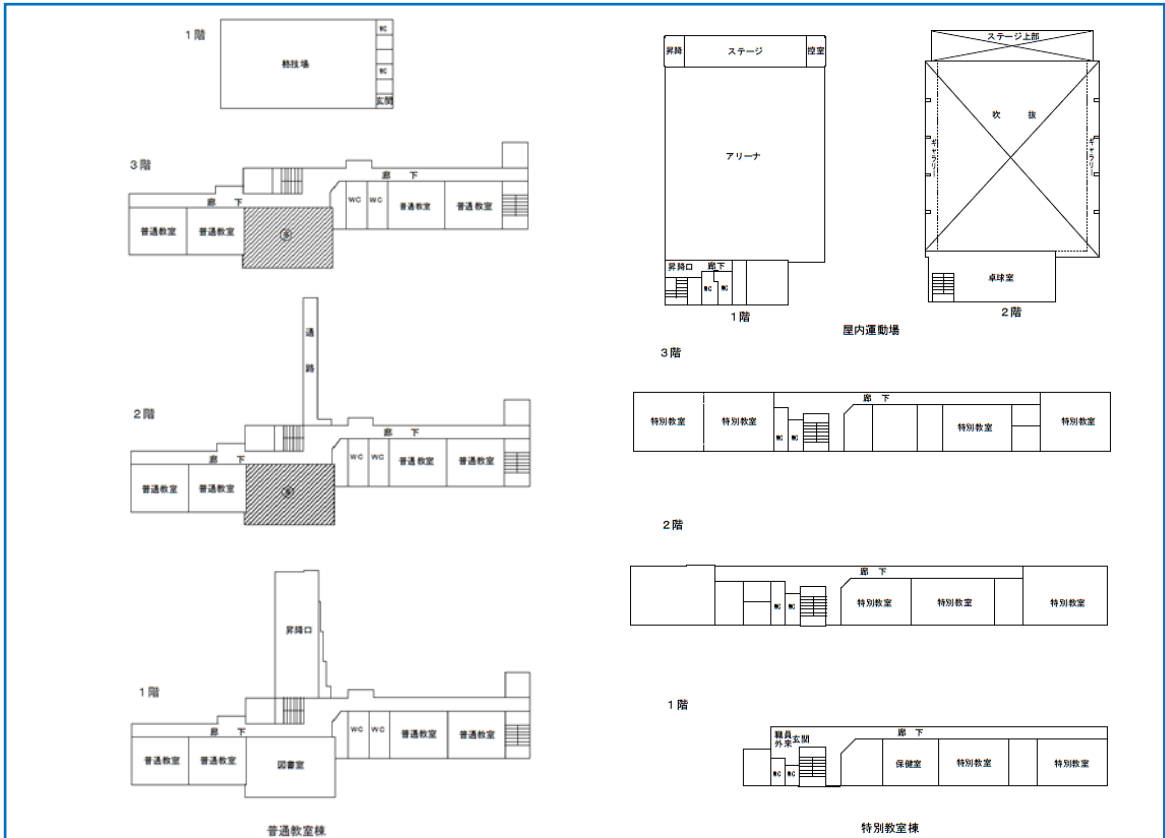


所在地	沼田市戸鹿野町726番地
竣工年月	校舎：昭和61年度 屋内運動場：昭和61年度 格技場：昭和62年度
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄筋コンクリート造2階建（耐用年数：60年） 格技場：鉄骨造1階建（耐用年数：40年）
用途地域	都市計画区域用途種別 無指定
面積	校舎：4,397㎡ 屋内運動場：1,237㎡ 格技場：375㎡
校地面積	32,508㎡
耐震化	校舎：新耐震 屋内運動場：新耐震 格技場：新耐震
備考	冷暖房：有 プール：有 包蔵地：有 土砂災害警戒区域：無 急傾斜地崩壊危険区域：無 赤道：有 青道：無 土地の所有者：沼田市 上水：上水道 下水：公共下水道 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：有 除去土壌保管：無

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図

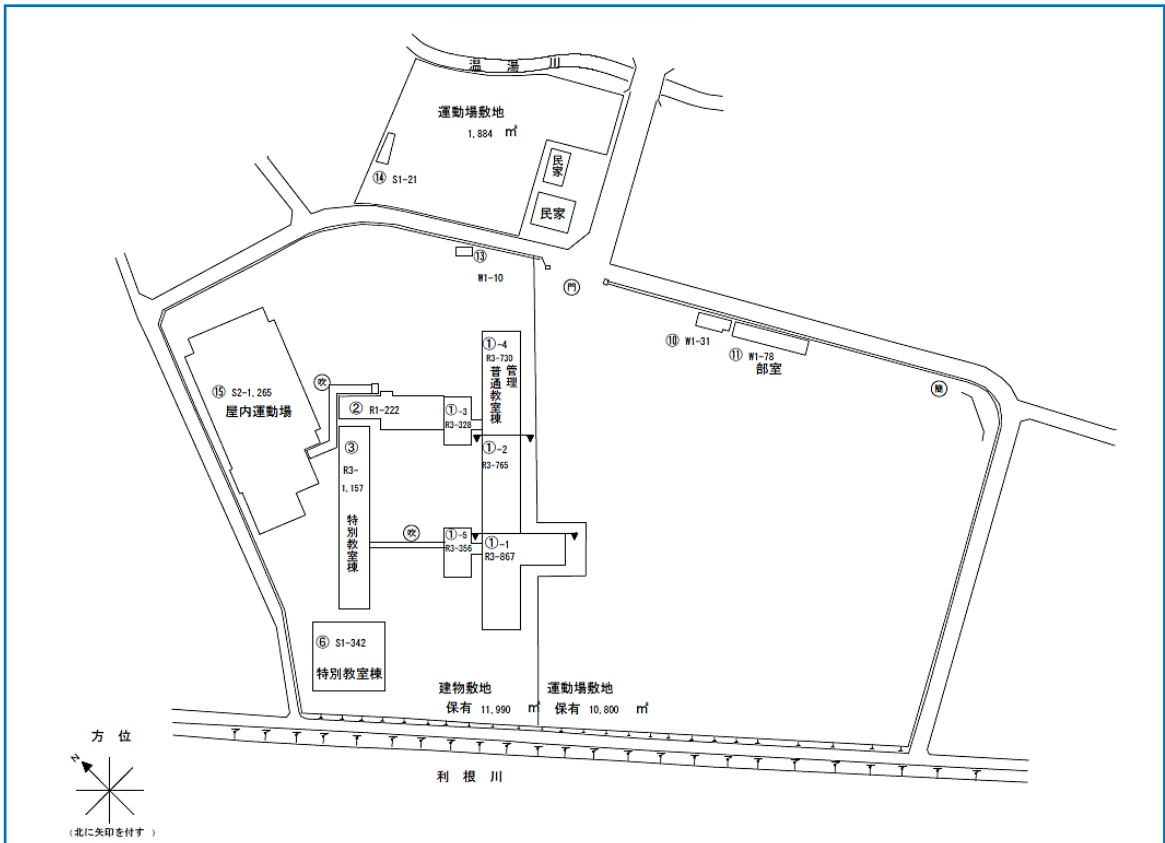


(8) 沼田西中学校 (令和12年度 沼田中学校と統合予定)

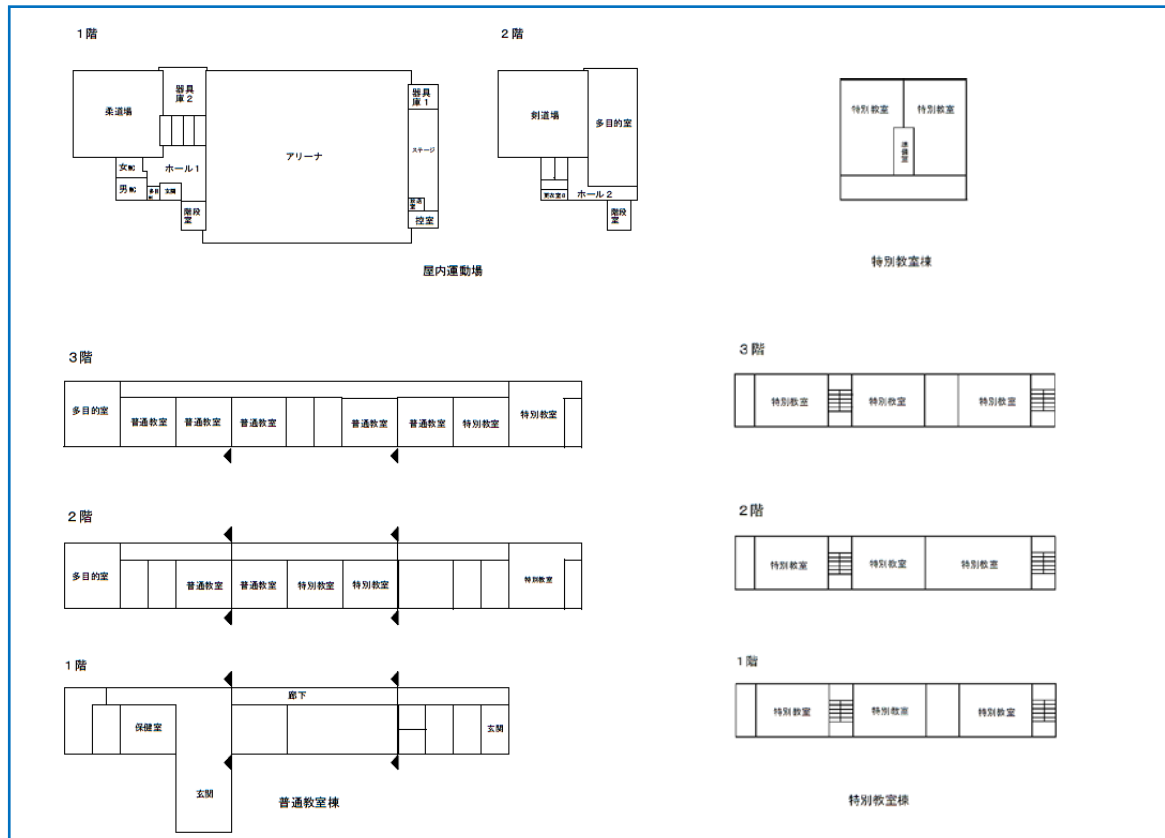


所在地	沼田市薄根町3580番地
竣工年月	校舎：昭和40年度（普通教室棟） 昭和46年度（特別教室棟） 屋内運動場：平成25年度
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄骨造2階建（耐用年数：40年）
用途地域	都市計画区域用途種別 第一種住居地域
面積	校舎：4,819㎡ 屋内運動場：1,265㎡
校地面積	24,674㎡
耐震化	校舎：旧耐震工事済 屋内運動場：新耐震
備考	耐震化（校舎）：「普通教室棟」診断結果より工事済 「特別教室棟」診断結果より工事済 冷暖房：有 プール：無 包蔵地：無 土砂災害警戒区域：無 急傾斜地崩壊危険区域：無 洪水浸水想定区域：有 赤道：有 青道：有 土地の所有者：沼田市（一部私有地） 上水：上水道 下水：公共下水道 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：無 除去土壌保管：有

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図

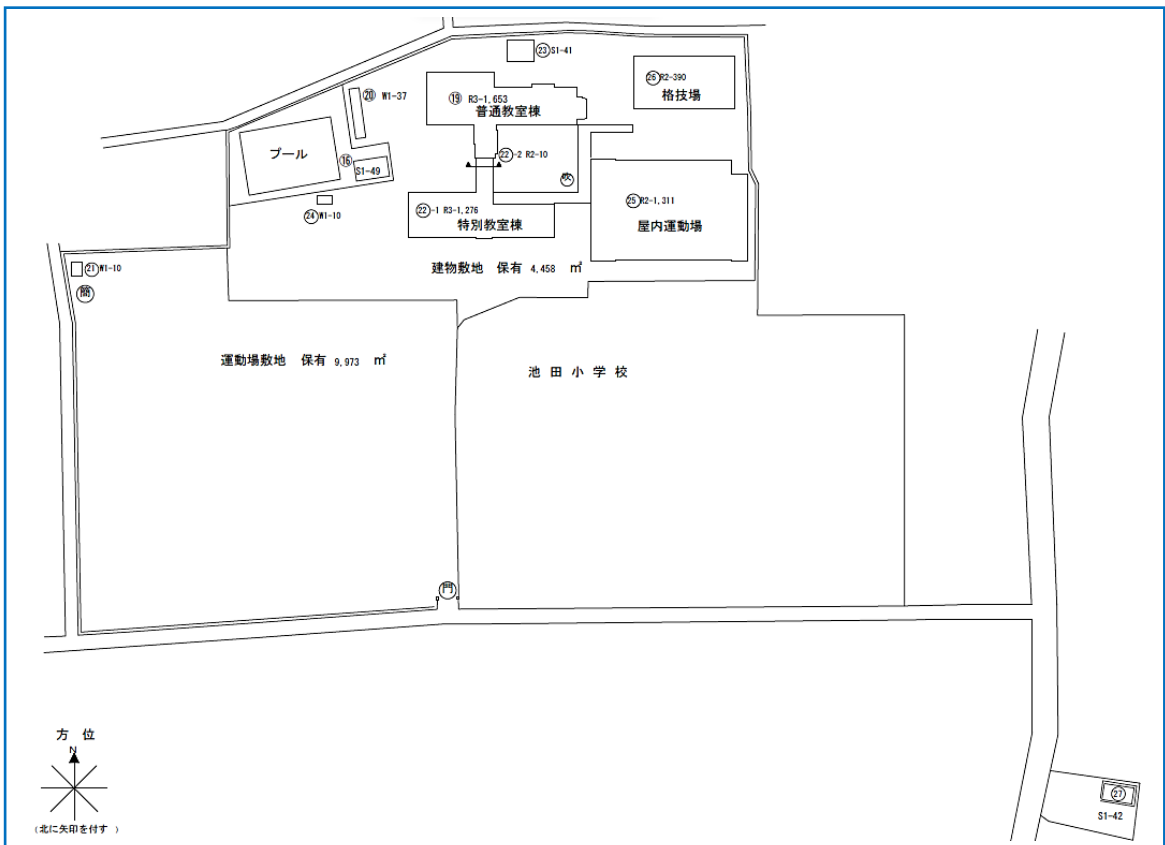


(9) 池田中学校 (令和9年度 薄根中学校と統合予定)

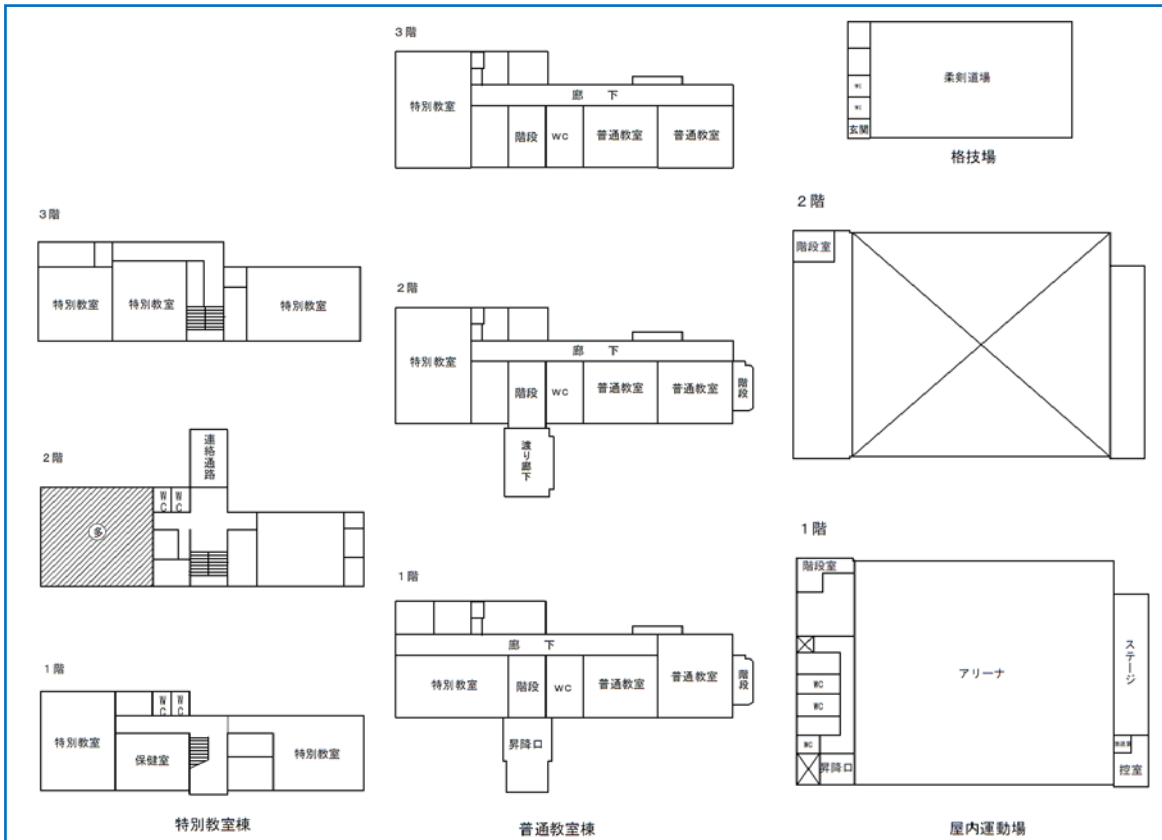


所在地	沼田市発知新田町533番地
竣工年月	校舎：昭和58年度（普通教室棟） 平成4年度（特別教室棟） 屋内運動場：平成9年度 格技場：平成9年度
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄筋コンクリート造2階建（耐用年数：60年） 格技場：鉄筋コンクリート造2階建（耐用年数：60年）
用途地域	都市計画区域外
面積	校舎：3,032㎡ 屋内運動場：1,311㎡ 格技場：390㎡
校地面積	14,431㎡
耐震化	校舎：新耐震 屋内運動場：新耐震 格技場：新耐震
備考	冷暖房：有 プール：有 包蔵地：無 土砂災害警戒区域：無 急傾斜地崩壊危険区域：無 赤道：有 青道：有 土地の所有者：沼田市（一部私有地） 上水：発知簡易水道 下水：浄化槽 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：無 除去土壌保管：有 農業用水路：有

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図

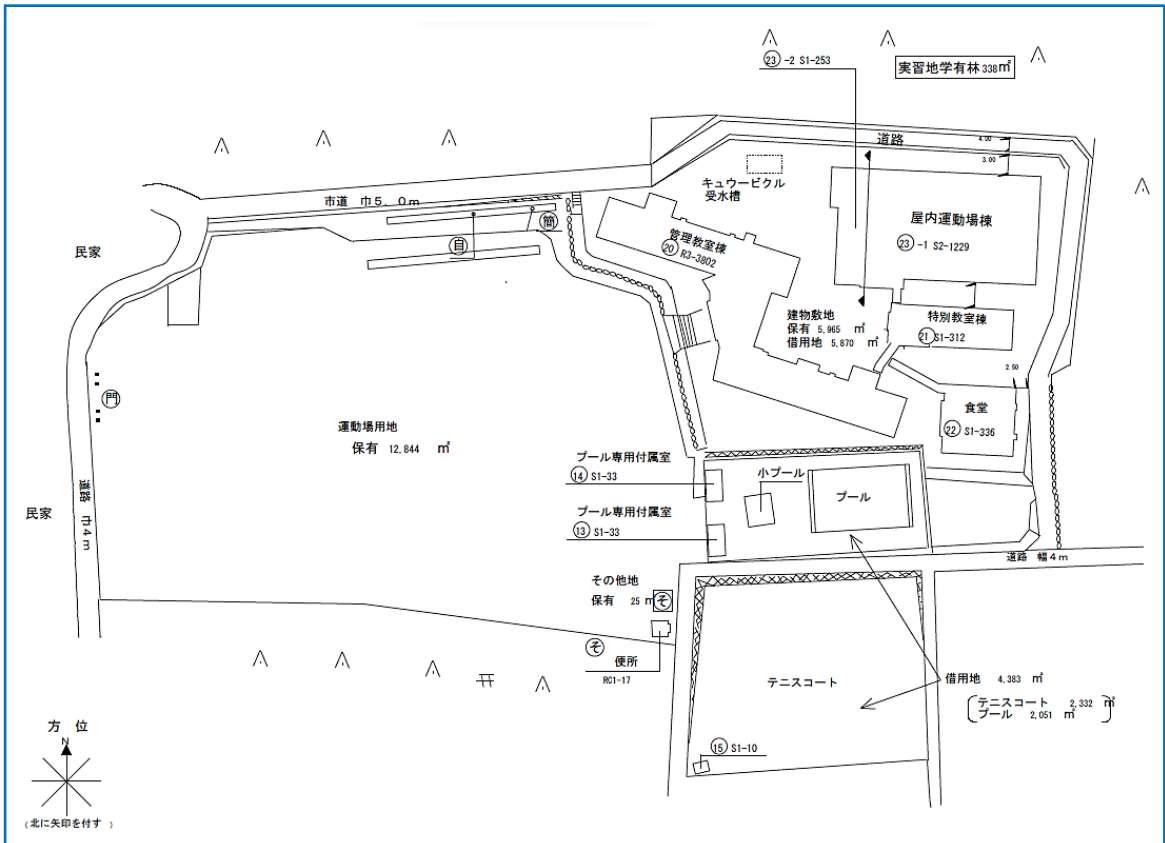


(10) 利根中学校 (令和9年度 白沢中学校と統合予定)

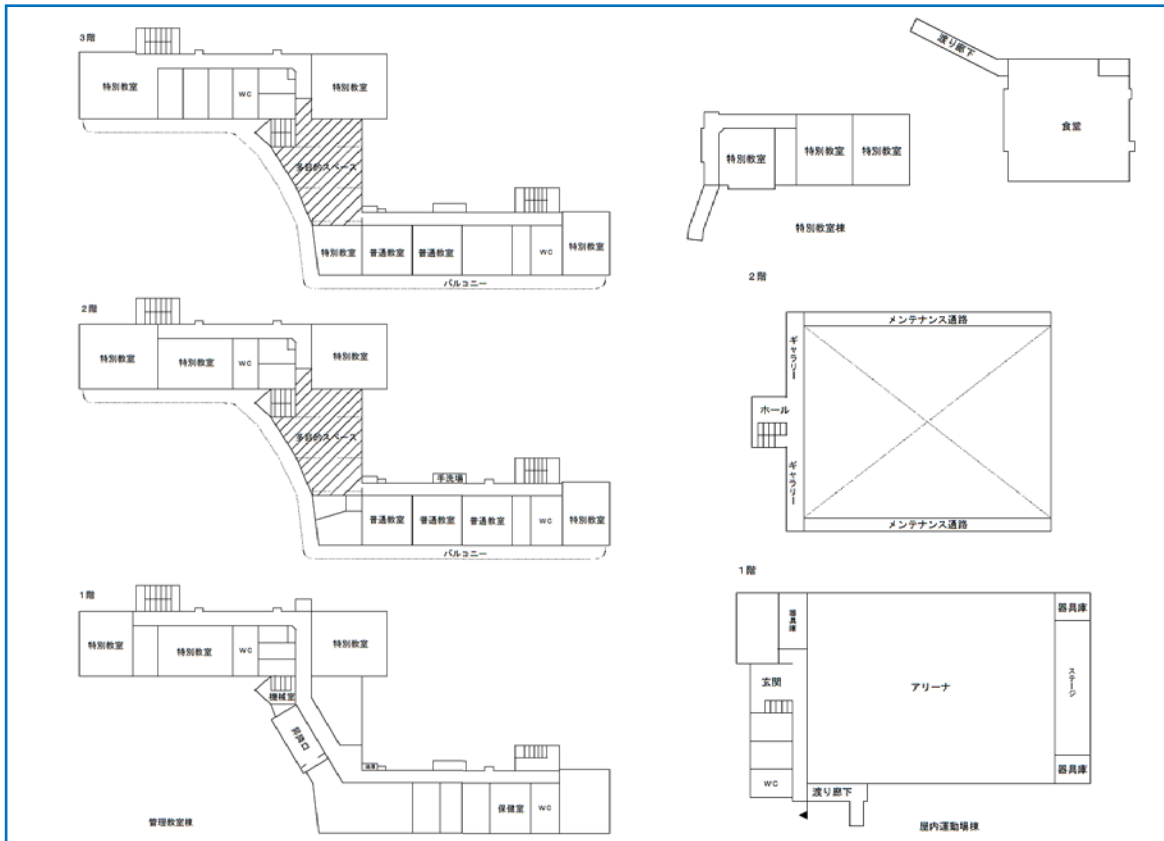


所在地	沼田市利根町追貝334番地
竣工年月	校舎：昭和62年度 屋内運動場：昭和63年度 食堂：昭和63年度
構造	校舎：鉄筋コンクリート造、鉄骨造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場：鉄骨造2階建（耐用年数：40年） 食堂：鉄骨造1階建（耐用年数：40年）
用途地域	都市計画区域外
面積	校舎：4,114㎡ 屋内運動場：1,229㎡ 食堂：336㎡
校地面積	29,425㎡
耐震化	校舎：新耐震 屋内運動場：新耐震 食堂：新耐震
備考	冷暖房：有 プール：有 包蔵地：無 土砂災害警戒区域等：有 急傾斜地崩壊危険区域：無 赤道：有 青道：有 土地の所有者：沼田市（一部私有地） 上水：利根北部簡易水道 下水：特定環境保全公共下水道 ガス：プロパンガス 屋根貸の太陽光発電設備：無 除去土壌保管：無 湧水処理水路：有

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図

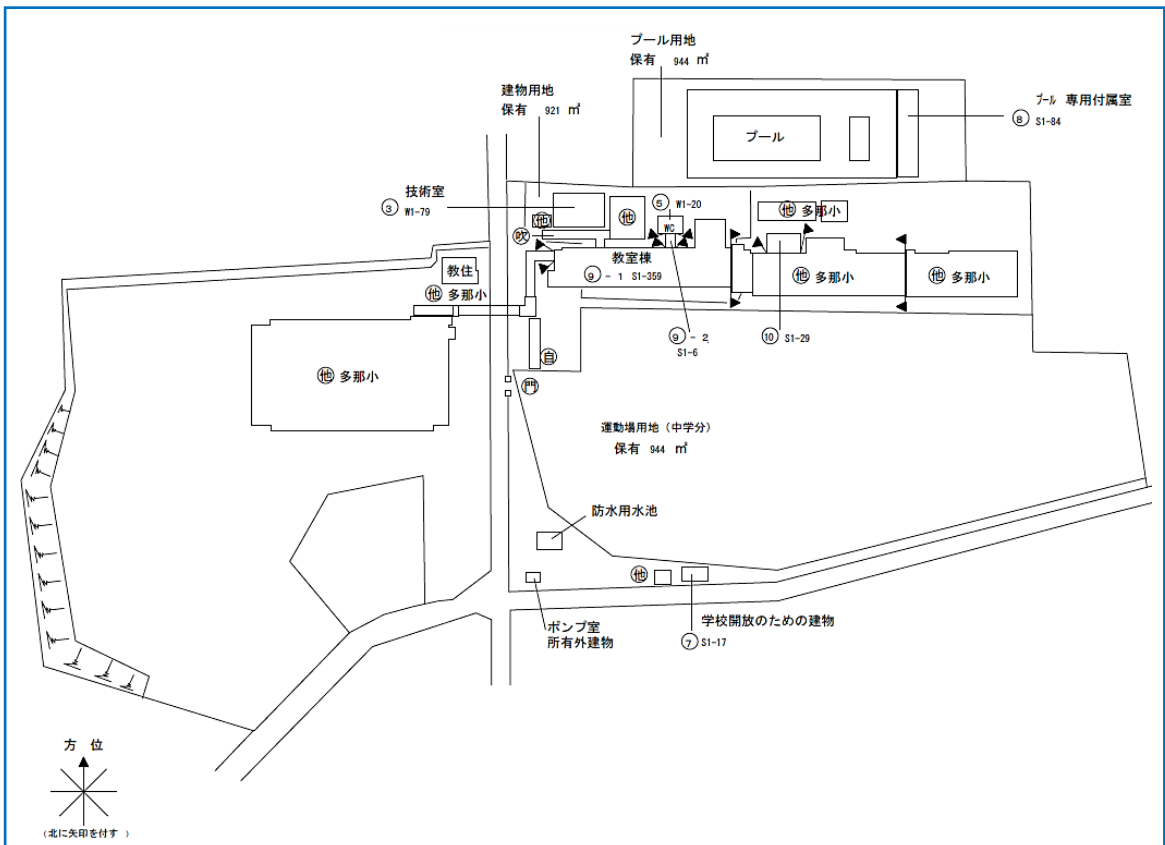


(11) 多那中学校 (令和8年度 白沢中学校と統合予定)

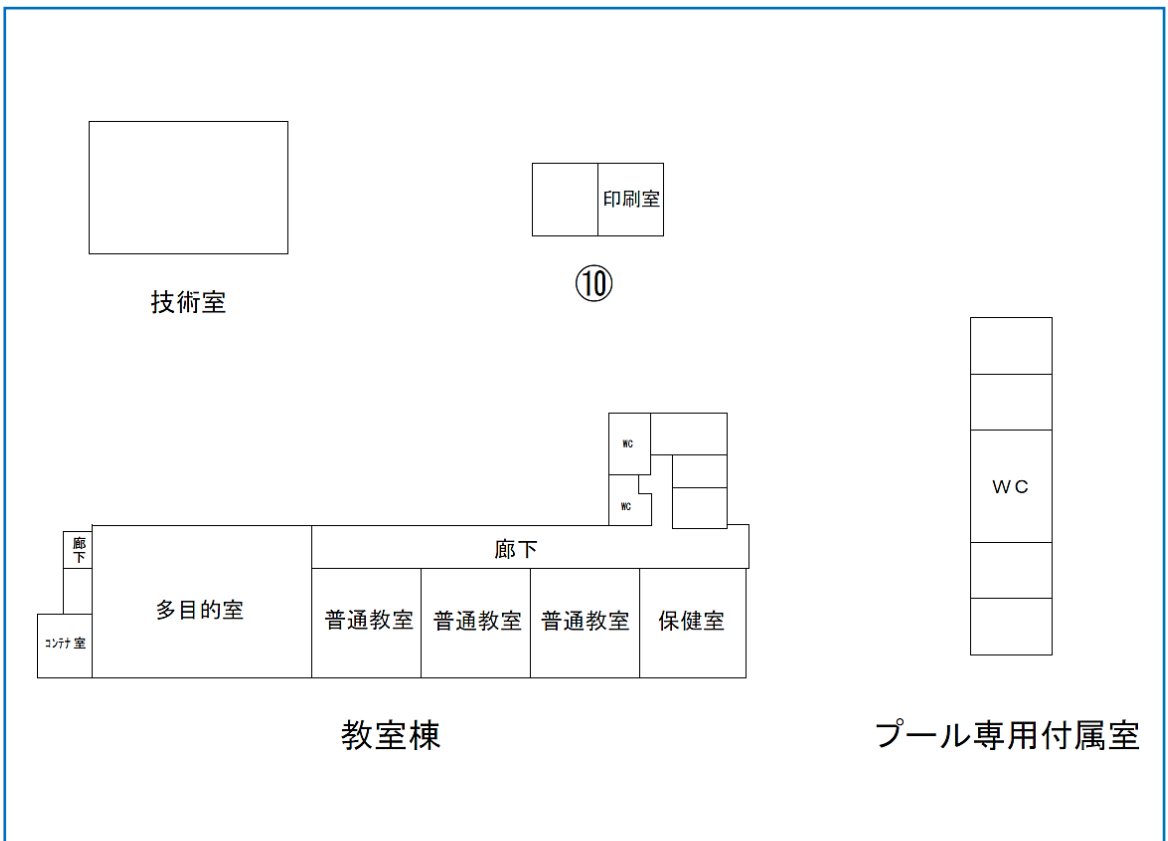


所在地	沼田市利根町多那732番地
竣工年月	校舎：平成22年
構造	校舎：鉄骨造1階建（耐用年数：40年）
用途地域	都市計画区域外
面積	校舎：493㎡
校地面積	1,865㎡
耐震化	校舎：新耐震
備考	<p>多那小学校と多那中学校は、同じ敷地内に併設。</p> <p>冷暖房：有 プール：有</p> <p>包蔵地：無 土砂災害警戒区域：無 急傾斜地崩壊危険区域：無</p> <p>赤道：無 青道：無</p> <p>土地の所有者：沼田市（一部私有地）</p> <p>上水：利根南部簡易水道 下水：農業集落排水 ガス：プロパンガス</p> <p>屋根貸の太陽光発電設備：有</p> <p>除去土壌保管：無</p>

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図



5. 利活用に向けた課題

学校跡地等の利活用を進めるに当たっては、現在の施設（屋内運動場等を含む）の利用状況、老朽化の状況、土地の状況（赤道・青道を含む）及び財産処分の有無等の課題を整理し、これらに留意して進めることが重要となります。

(1) 検討対象施設の利用状況

①学校施設の開放

沼田市では小中学校の体育施設（屋内運動場・校庭・格技場）を、学校教育に支障のない範囲で市民のスポーツ・レクリエーション活動のために開放しています。

学校跡地等の利活用を検討するに当たっては、これまでの利用状況や代替え施設の有無等を考慮する必要があるほか、特に地域のスポーツ活動や運動会、イベント等においても利用されていることから、地域住民に対しても配慮が必要になります。

②一時的な行政施設（避難所・投票所等）としての利用

学校施設等については、一時的な行政利用として、地震や水害等の災害時における市民の安心・安全を確保することを目的として、「沼田市地域防災計画（令和5年2月修正）」に基づき、指定緊急避難場所や指定避難所に指定しています。

また、選挙時における投票所としての機能を有する施設については、利活用に当たって全庁的な調整を行うとともに、地域住民の利便性や意向を踏まえ、丁寧な協議・調整を図る必要があります。

(2) 施設の老朽化・耐震化の状況

学校施設等の老朽化状況については、「沼田市学校施設長寿命化計画（令和2年3月）」の策定時に、「構造躯体の健全性」と「構造躯体以外の劣化状況等」の2項目により把握・評価を行っています。

後者の「構造躯体以外の劣化状況等」の劣化状況調査の結果、沼田北小学校普通教室棟・特別教室棟（43点）など4校を除く施設では、100点満点中おおむね60点以上の評価となっています。

なお、昭和56年以前の旧耐震基準（建築基準法）で建築された施設については、耐震診断に基づき国の補助事業を活用した耐震化を実施しており、構造躯体の耐震化はすべて完了しています。

構造躯体及び劣化状況調査の評価結果（小学校）

施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	2019 基準			長寿命化判定			屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)	備考
					西暦	和暦		基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度 (N/mm ²)								
												試験上の区分								
沼田北小学校	普通教室棟	RC	3	3,209	1978	S53	41	旧	済	-	H21	30.0	長寿命	B	C	C	C	C	53	
沼田北小学校	普通教室棟・特別教室棟	RC	3	2,752	1978	S53	41	旧	済	済	H26	25.7	長寿命	B	C	C	C	C	43	H28 耐震補強
沼田北小学校	屋内運動場	RC	2	1,501	1978	S53	41	旧	済	済	H18	24.1	長寿命	B	A	A	A	A	91	H27 大規模改造(すべて)、耐震補強
利南東小学校	教室1	RC	3	1,792	1980	S55	39	旧	済	-	H21	26.0	長寿命	B	C	B	B	B	65	
利南東小学校	屋内運動場	S	1	780	1982	S57	37	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	B	B	B	62	
利南東小学校	教室2	RC	3	1,917	1989	H元	30	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	
池田小学校	屋内運動場	RC	1	710	1973	S48	46	旧	済	済	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	91	H26 大規模改造(外部、内部、機械、電気)、耐震補強
池田小学校	教室	RC	3	3,216	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	
白沢小学校	職員室	RC	3	861	1967	S42	52	旧	済	済	-	-	改築	B	C	B	B	B	65	H19 耐震補強
白沢小学校	多目的室	RC	3	516	1968	S43	51	旧	済	済	-	-	改築	B	C	C	B	B	52	H19 耐震補強
白沢小学校	便所	RC	3	231	1968	S43	51	旧	済	-	-	-	改築	B	C	C	C	C	43	
白沢小学校	屋内運動場	S	1	765	1964	S39	55	旧	済	済	-	-	改築	B	C	C	B	B	52	H22 耐震補強
白沢小学校	教室	RC	3	1,972	1979	S54	40	旧	済	済	H21	24.1	長寿命	A	C	C	C	C	45	H27 大規模改造(トイレ)、耐震補強
利根小学校	屋内運動場	S	1	510	1970	S45	49	旧	済	済	-	-	長寿命	B	B	A	A	A	91	H29 防災機能強化
利根小学校	教室	RC	3	2,038	2017	H29	2	新	-	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100	
多那小学校	管理教室棟	RC	2	615	1968	S43	51	旧	済	済	-	-	改築	C	C	C	C	C	40	H21 耐震補強
多那小学校	教室棟	RC	2	441	1982	S57	37	新	-	-	-	-	長寿命	B	C	C	B	B	62	
多那小学校	屋内運動場	S	1	866	1991	H3	28	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	

※評価基準

A	おおむね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)

資料：沼田市学校施設長寿命化計画（一部抜粋）

構造躯体及び劣化状況調査の評価結果(中学校)

施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定			屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)	備考
					西暦	和暦		基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度 (N/㎡)	試験上の区分							
沼田南中学校	普通教室棟	RC	3	4,309	1986	S61	33	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
沼田南中学校	屋内運動場	RC	2	1,237	1986	S61	33	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
沼田南中学校	格技場	S	1	375	1987	S62	32	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	H30 防災機能強化	
沼田西中学校	普通教室棟	RC	3	3,046	1965	S40	54	旧	済	済	H19	改築	B	C	B	B	B	65	H7 大規模改造(すべて)	
沼田西中学校	会議室	RC	1	222	1967	S42	52	旧	済	済	-	改築	B	C	C	C	C	43		
沼田西中学校	特別教室棟1	RC	3	1,157	1971	S46	48	旧	済	済	H19	長寿命	B	B	B	B	B	75	H7 大規模改造(すべて)、H27 耐震補強	
沼田西中学校	特別教室棟2	S	1	342	1971	S46	48	旧	済	済	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	H7 大規模改造(すべて)、H24 耐震補強	
沼田西中学校	屋内運動場	S	2	1,691	2013	H25	6	新	-	-	-	長寿命	A	B	A	A	A	93		
池田中学校	普通教室棟	RC	3	1,653	1983	S58	36	新	-	-	-	長寿命	B	C	B	B	B	65		
池田中学校	特別教室棟	RC	3	1,286	1992	H4	27	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
池田中学校	屋内運動場	RC	2	1,311	1996	H8	23	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
池田中学校	格技場	RC	2	390	1996	H8	23	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
利根中学校	管理教室棟	RC	3	3,802	1987	S62	32	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
利根中学校	特別教室棟	S	1	312	1987	S62	32	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
利根中学校	食堂	S	1	336	1988	S63	31	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
利根中学校	屋内運動場	S	2	1,482	1988	S63	31	新	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
多那中学校	教室棟	S	1	365	2010	H22	9	新	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100		

※評価基準

A	おおむね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の可能性)

資料：沼田市学校施設長寿命化計画(一部抜粋)

(3) 土地の状況

学校跡地等の利活用に当たっては、施設の状況のほか、土地の法的規制や権利関係についても十分に把握しておく必要があります。都市計画法や農地法等の公法上の制限により、利活用の内容が大きく制約される可能性もあることから、個別に精査し、課題を明確にしておくことが不可欠となります。

学校建設当時は、将来の統廃合や跡地利用が想定されていなかったこともあり、公共用地に対する意識も今ほど高くなかったため、学校跡地等の利活用には複数の大きな課題があります。

具体的には、登記簿と現況の地積・地目の不一致や、境界が未確定な土地（筆界未定地）が見られます。さらに、敷地内に民有地や国から譲与された法定外公共物（赤道・青道等）が混在しているケースもあり、これらの複雑な土地の状況が、利活用の大きな制限要因となっています。

(4) 財産処分に当たっての留意事項等

国庫補助を受けて整備した学校施設について、処分制限期間（※1）内に、学校以外に転用、貸与、譲渡、取壊し等を行う場合には、原則として、文部科学大臣の事前の承認を得るための財産処分の手続き（承認申請、大臣報告）が必要となります。

①無償による財産処分の場合

無償による財産処分（無償転用、無償貸与、無償譲渡及び取壊し）の場合、国庫補助事業完了後10年未満の財産処分においては、市町村合併計画に基づく財産処分や災害等による取壊し等の場合を除き、承認申請に当たり、残存価額に対する補助金相当額等（※2）の国庫納付が必要となります。また、国庫補助事業完了後10年以上経過後の財産処分においては、大臣報告により、承認申請が不要となります。

②有償による財産処分の場合

有償による財産処分（有償貸与、有償譲渡）の場合、国庫補助事業完了後10年未満の財産処分においては、承認申請に当たり、残存価額に対する補助金相当額等（※2）の国庫納付が必要となります。また、国庫補助事業完了後10年以上経過後の財産処分においては、承認申請に当たり、学校の施設整備を目的とする基金を造成し、残存価額に対する補助金相当額等（※2）以上の額を基金積立てした場合、国庫納付が不要となる等、承認の条件が異なっており、注意が必要となります。

③承認手続（承認申請・大臣報告）が不要となる場合

処分制限期間を経過した場合はもちろんのこと、内閣総理大臣による地域再生計

画の認定を受けた財産処分等においては、承認手続き自体が不要となります。

その他、財産処分を進めるに当たっては、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課「財産処分手続ハンドブック～財産処分手続の概要と事務手続上留意事項～（令和7年3月）」のほか、P38【資料①：公立学校整備費補助金等に係る財産処分手続の概要等】を参考にしながら手続きを進めるものとします。

また、財産処分に当たっては、補助金だけでなく、起債においても、未償還残高があれば、繰上償還となる可能性がありますので、併せて注意が必要です。

※₁ 耐用年数を勘案し、各省各庁の長が定める、長の承認無く処分ができない期間。

$$\begin{aligned} \text{※}_2 \text{ 補助額} &\times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{(\text{処分制限期間}-\text{経過年数})\text{又は貸付年数}}{\text{処分制限期間}} \text{又は、} \\ &\text{譲渡額又は貸付総額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{譲渡面積又は貸付面積}} \times \text{補助率のいずれか低い方。} \end{aligned}$$

6. 学校跡地等利活用の基本的な考え方

学校施設は、児童生徒の学び舎であるとともに、災害時の指定避難所や地域活動の拠点として幅広く活用されてきた市民共有の財産です。学校としての機能を終えた後、この貴重な地域資源を有効活用するためには、市の重要施策や地域ニーズを多角的に考慮する必要があります。

一方で、本市の極めて厳しい財政状況を鑑み、利活用に当たっては過大な市費負担を伴う施設改修等は原則として行わないものとします。ただし、投資額を上回る財政効果や高い公共性が認められる場合に限り検討の対象とするなど、健全な財政運営と地域貢献の両立を図るため、以下のとおり3つの視点と留意事項を定めます。

(1) 基本的な考え方

視点1 まちづくりの方針・行政需要への対応

「2. 方針の位置づけ」で示した「沼田市第六次総合計画」などの各種計画や重要施策などを踏まえ、整合性を図りながら、本市のまちづくりの方針に沿った活用策を図るという視点で検討します。

また、「沼田市公共施設等総合管理計画」と整合性を図りながら、行政需要に対応した活用を図るという視点でも併せて検討します。

視点2 民間事業者等の活用

学校施設の土地・建物については、市場性や民間ニーズを的確に把握した上で、売却や貸付けを視野に入れ、民間事業者等のノウハウや資金を優先的に活用する視

点で検討します。

視点3 地域の意向と地域の活性化

学校施設は、地域コミュニティの様々な活動の場として利用され、地域住民に親しまれてきました。そのため、跡地の利活用に当たっては、学校が地域で担ってきた役割を十分に踏まえることとし、地域の意向を把握し、地域の活性化に資する活用を図るという視点で検討します。

(2) 留意事項

①防災拠点

学校施設は、「指定緊急避難場所」として地震や洪水といった災害の危険から緊急的に避難し、身の安全を守るために利用されるほか、「指定避難所」として被災者が一定期間滞在することができる施設としても利用されています。

こうしたことから、学校跡地等の利活用を検討するに当たり、学校がこれまで担ってきた役割を踏まえ、地域住民への防災対応も検討します。

②国庫補助金等の清算及び補助制度の活用

国庫補助金等の交付を受けた財産の処分にあたっては、関係法令および通知等に基づき、承認申請や国庫納付等の必要な手続きを遵守します。(P 29 (4) 財産処分に当たっての留意事項等を参照)

また、転用施設が国庫補助の対象となる場合、補助制度を活用し、財政負担の軽減に努めます。

③法の規制

学校施設から他用途へ転用する際は、転用後の用途に応じて、建築基準法や消防法等の関係法令に規定される設備等が必要となることに留意します。

また、学校跡地等の活用にあたっては、都市計画法上の用途規制や開発許可等の手続きにより、活用できる用途が制限される可能性があるため、関係部局との事前協議を含め、その取扱いに特に留意する必要があります。

7. 学校跡地等の基本的な利活用の方法

「6. 学校跡地等利活用の基本的な考え方」に沿って検討を進めた場合の新たな活用方法は、概ね「公共施設」、「民間事業者等への売却・貸付け」又は、その併用が考えられます。いずれの場合も地域住民の意向を踏まえた上での活用とします。

なお、新たな活用を開始するまでの間、屋内運動場や校庭などを暫定的に継続利用できるように検討します。

(1) 公共施設

学校を他の公共施設として活用する方法です。

各学校の閉校のタイミングに応じて、本市のまちづくりの方針を踏まえながら、他の公共施設の機能移転などを検討する必要があります。そのような場合、施設の耐用年数、改修に係る費用、法規制等、用途転用に伴う諸課題を整理して活用を図ることとします。

また、指定管理者制度やPFI、コンセッション方式の導入など、公共施設としての直接運営以外の手法も検討します。

(2) 民間事業者等への売却・貸付け

学校跡地（土地・建物）について、民間事業者等への売却や貸付けをすることにより、公共施設以外で活用する方法です。

法規制の範囲内で民間活用の可能性が見込める場合、事業機会の創出による地域の活性化を図るため、民間事業者等への売却や貸付けを実施します。

(3) 暫定的活用

閉校後、新たな活用方法で供用を開始するまでの間、一定程度の期間を要することが想定されます。その間、屋内運動場や校庭等については、管理主体や維持管理の方法を明確にした上で開放し、暫定的に地域のスポーツ施設や駐車場、イベント会場等として活用します。また、一時的な行政施設（指定避難所・投票所等）として活用することも検討します。

(4) 複合的利用

学校跡地等の利活用に当たっては、上記（1）～（3）を組み合わせた複合的な利用も可能とします。例えば、屋内運動場を公共の指定避難所や地域活動の拠点として維持しつつ、校舎のみを民間事業者へ売却・貸付け、あるいは災害時の避難場所としての機能を維持することを条件に、施設全体を民間事業者に売却・貸付けするなど、地域ニーズに即した柔軟な手法を検討します。

8. 検討体制と検討の進め方

学校跡地等の利活用について課題等を整理・分析し、「7. 学校跡地等の基本的な利活用の方法」に示す基本的な利活用を図るに当たっては、以下のような検討体制のもと進めた上で、学校ごとに立地条件や地域の意向も異なることを考慮し、個別に利活用方針を定めます。

(1) 検討体制

学校跡地等の活用検討に当たっては、ファシリティマネジメント所管部署である総務部資産活用課が主体となり、沼田市ファシリティマネジメント推進会議（FM推進委員会等を含む）での協議を通じて、庁内関係部署との緊密な連携を図るものとします。

また、必要に応じて外部の専門的知見を取り入れるなど、庁内外の多様な意見を幅広く集約し、総合的な検討を推進するものとします。

(2) 個別利活用の進め方

①情報収集（随時）

本市に先行し、学校の統廃合に伴い発生する跡地の活用を進めている自治体は数多くあることから、先行する自治体の事例研究や、公共施設マネジメントに係るセミナーへの参加などを通じて情報収集に努めます。

②ニーズの把握

学校跡地等について、どのようなニーズがあるか調査を実施します。

行政需要については、全庁的な利活用のニーズを把握するため、庁内調査を実施します。

民間需要については、市場ニーズの把握が必要です。市場ニーズの把握に当たっては、法令上の制限を踏まえ、ニーズがある業態について可能な限り幅広く把握するため「サウンディング型市場調査」を実施します。調査に当たっては、必要に応じて企業活動に詳しい専門業者からの支援を受けることも視野に入れます。

地域住民の意向については、行政需要と民間需要の把握と併せて確認が必要です。このため、地域の意向を把握するために、意見交換会等を実施します。

③個別利活用の意思決定

①及び②の内容を踏まえ、課題等を整理・分析し、沼田市ファシリティマネジメント推進会議において活用の是非を協議した上で、学校ごとに具体的な活用方針を取りまとめ、事業化を進めます。

なお、個別利活用方針には、事業化を見据え、活用コンセプトやスケジュール等の具体化に向けた検討を進めます。

9. 特殊事情への対応

学校跡地等のうち、施設の著しい老朽化等により解体を余儀なくされるなど、個別に特殊な事情が認められるものについては、本方針の定めに係らず、個別事案として柔軟に対応するものとします。

10. 学校跡地等の利活用検討プロセス

①ニーズ把握

- 行政需要について
 - ・ 庁内調査により公共施設としての活用見込みなどを把握します。
- 民間ニーズについて
 - ・ 民間事業者等に対し、個別企業への働き掛け、アイデアや意見を把握するため、サウンディング型市場調査等を実施します。
- 地域住民の意向について
 - ・ 地域住民に対して、跡地活用について意見交換会等を実施します。



②方針策定

- 個別利活用方針（案）の作成
 - ・ ニーズを把握した上で課題等を整理・分析し、沼田市ファシリティマネジメント推進会議において活用の是非を協議します。
 - ・ 同会議での協議結果を踏まえ、方針（案）を作成します。
- 個別利活用方針の決定
 - ・ 作成した案について、沼田市ファシリティマネジメント推進会議に意見を求め、学校ごとに個別の利活用方針を決定します。



③準備

○活用方針に基づく準備

- ・ 公共施設による利活用の場合、必要に応じ修繕を実施するなど、新たな活用に向けた準備を進めます。
- ・ 民間事業者等による利活用の場合、「民間提案制度」や「プロポーザル方式等」、多様な方法で公募を行います。



④活用開始

○公共施設としての利活用

○民間事業者等による利活用

<暫定利用>

閉校後、「④活用開始」までの間、管理主体等を明確にした上で、屋内運動場や校庭などを活用する。

取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて方針や進め方等の見直しを実施します。

1.1. 学校跡地等の利活用事務処理（各課の役割分担）について

学校跡地等の利活用に当たっては、全庁的な協力体制が不可欠となります。そこで、市全体の共通認識のもと適切に事務処理を進めるため、以下のとおり関係各課が果たすべき役割等を示します。

段階	項目	具体的内容	時期	所管課
学校跡地等利活用に向けた準備	学校跡地等の利活用方針決定	施設状況、利活用の考え方、事務処理の流れ、各課等の役割、意思決定の方法等について、基本方針を定める	令和8年3月	資産活用課
	現状の把握と課題の抽出	学校開放の状況、整備財源の確認、敷地の状況、用途地域による建築制限等、学校跡地等の利活用に制限が加わる可能性がある課題を抽出し、整理する	原則統合等の前から	教育総務課 スポーツ振興課 都市計画課 建築住宅課
	地元利活用の意向確認等	地元意見交換会等の実施	原則統合等の前から	資産活用課 教育総務課 スポーツ振興課 所管課
	指定避難所等の対応	地域防災計画において、廃校となる小中学校は指定避難所等に指定されていることから、地域住民の防災対応を検討する。	原則統合等の前から	地域安全課
	民間事業者等の利活用ニーズの掘り起こし	個別企業への働き掛け、サウンディング型市場調査等を行う	原則統合等の前から	産業振興課 資産活用課
	企業誘致	個別企業との調整	方針決定後	産業振興課
	学校跡地等、個別利活用方針の決定	地域、行政、民間事業等の利活用意向に沿って検討及び精査を実施し、事業化の可否を決定する	方針決定後	資産活用課
行政財産としての活用	所管課の決定	行政財産として利活用が決定した場合、所管課を決定する	方針決定後	所管課
	実施計画等の策定	具体的な事業内容を定め、実施計画を策定する	方針決定後、速やかに	所管課
	整備・運営の実施	実施計画に基づき、予算化・施設整備を行い、必要な例規整備を行った上で、運営管理を行う	実施計画に沿ったスケジュール	所管課

普通財産としての活用又は処分（民間事業者等による活用）	土地の権利関係等の整理	民有地がある場合には所有権移転交渉等、法定外公共物がある場合には用途廃止等を行う	原則統合等の前から、統合等の後1年以内	教育総務課 資産活用課 建設課 所管課
	土地・建物の有償あるいは無償による譲渡や貸付け	地元の意向を踏まえ、民間事業者等による活用の方針が決定した学校施設については、有償あるいは無償による譲渡や貸付けを行う	方針決定後	資産活用課
	建物の解体・撤去		方針決定後	資産活用課
暫定的活用	地域のスポーツ施設等として活用	主に屋内運動場やグラウンド等について、地域のスポーツ施設等として活用する	原則正式活用まで	スポーツ振興課 資産活用課
	投票所・避難所として活用	代替施設が見つかるまでの間の利用を原則として、何らかの行政財産等として活用する	原則正式活用まで	総務課(選挙管理委員会) 地域安全課
	維持管理	正式な利活用方針が定まるまでの間、最小限度の経費で所要の維持管理を行う	原則正式活用まで	教育総務課 資産活用課
共通事項	財産処分	国への財産処分の報告、承認申請、補助金返還等（基金を造成し、当該基金への積立も含む）	利活用先が決定後	教育総務課
	起債の繰上償還	財産処分に伴い、補助金返還等を行う場合において、起債の残債があれば、繰上償還を行う	利活用先が決定後	財政課 教育総務課

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助金等の名称	処分制限する財産の名称等			処分制限期間(年)	
	施設整備等名	財産名	構造規格等	①	②
公立学校施設整備費補助金	公立文教施設	校舎	鉄筋コンクリート造	60	47
		屋内運動場	レンガ造、ブロック造、石造	45	38
		寄宿舎	鉄骨造	40	34
公立学校施設整備費負担金	公立学校施設整備費負担金	教職員住宅	木造	24	22
			木骨モルタル造	22	20
安全・安心な学校づくり交付金	安全・安心な学校づくり交付金	水泳プール		30	30
		鉄棒、バックネット		15	15
		塀(ブロック造のもの)		15	15
学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金	塀(金属造のもの及び木造のもの)		10	10
		コンピュータ	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	6	4
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金	コンピュータ(サーバー用等)	その他のもの	6	5
		LAN		9	9
		LL 機器		10	10
沖縄振興公共投資交付金	沖縄振興公共投資交付金	地デジ(アンテナ)(配線)		10	10
		火災報知器		8	8
		インターホン及び放送用設備		6	6
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金等	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金等	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6	6
			その他のもの	15	15
		給排水又は衛生設備及びガス設備		15	15
		冷暖房設備	冷凍機の出力が 22kw 以下のもの	13	13
			その他のもの	15	15
		ボイラー設備		15	15
		エレベーター		17	17
太陽光発電システム		-	17		
芝生		20	20		

①昭和 60 年 3 月 5 日文部省告示第 28 号に基づく、平成 12 年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

②平成 14 年 3 月 25 日文部科学省告示第 53 号に基づく、平成 13 年度以降の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表(学校給食施設関係)

補助事業等名	処分制限財産の名称等				処分制限期間(年)		
	施設整備等名	財産名	構造規格等	構造区分	①	②	
公立学校施設 整備費補助金 (学校給食施設 整備費) 安全・安心な学 校づくり交付金 学校施設環境 改善交付金 等	学校食堂施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	60	47	
			ブロック造	その他	45	38	
			金属造(骨格材の肉厚が 4mm を超えるもの)	S	40	34	
			金属造(骨格材の肉厚が 3mm を超え4mm 以下のも の)	S	30	27	
			金属造(骨格材の肉厚が 3mm 以下のもの)	S	20	19	
			木造	W	24	22	
				木骨モルタル造	その他	22	20
		学校給食施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	35	31
				ブロック造	その他	32	28
				金属造(骨格材の肉厚が 4mm を超えるもの)	S	28	25
				金属造(骨格材の肉厚が 3mm を超え4mm 以下のも の)	S	20	19
				金属造(骨格材の肉厚が 3mm 以下のもの)	S	15	14
				木造	W	12	11
	木骨モルタル造			その他	10	10	

① 平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(昭和60年3月5日 文部省告示第28号)

② 平成13年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日 文部科学省告示第53号)

公立学校施設の耐震化状況一覧
(非木造施設:2階建て以上または面積200㎡以上) (令和7年4月1日現在)

○小学校

学校名	建物名称	建築年度	構造※1	階数	面積(㎡)	耐震基準※2	耐震2次診断※3結果				耐震対策	吊り天井対策
							年度	IS値※4	CT×SD値※5	q値※6		
沼田小学校	北校舎	S48	RC	2	910	旧基準	H22	0.72	0.367	—	不要	—
		S49										
	西校舎	S54	RC	3	1,790	旧基準	H21	0.65	0.663	—	H28	—
	東校舎	S56	RC	2	1,756	旧基準	H21	0.86	0.875	—	不要	—
	屋内運動場	S50	RC	2	1,418	旧基準	H17	0.33	0.17	—	H23	—
沼田東小学校	北校舎	S44	RC	3	1,980	旧基準	H10	—	—	—	H13	—
		S45										
	北校舎	S46	RC	3	1,555	旧基準	H10	—	—	—	H13	—
	南校舎	S47	RC	2	1,500	旧基準	H10	0.87	0.39	—	不要	—
S47												
	屋内運動場	S48	RC	1	1,125	旧基準	H18	0.84	0.87	—	不要	—
沼田北小学校	南校舎	S53	RC	3	1,594	旧基準	H19	0.71	0.92	—	不要	—
	南玄関	S53	RC	2	250	旧基準	*H15	0.99	1.10	—	不要	—
	管理棟	S53	RC	2	1,133	旧基準	H21	0.96	0.583	—	不要	—
	北玄関	S53	RC	2	232	旧基準	*H15	0.99	1.10	—	不要	—
	北校舎	S53	RC	3	2,752	旧基準	H19	0.59	0.75	—	H28	—
	屋内運動場	S53	RC	2	1,501	旧基準	H18	0.67	0.69	—	H27	—
升形小学校	管理棟	S48	RC	3	1,411	旧基準	H21	0.40	0.526	—	H26	—
	北校舎	S55	RC	2	881	旧基準	H19	1.29	1.38	—	—	—
	屋内運動場	H8	RC	2	1,262	新基準	—	—	—	—	—	H30
利南東小学校	西校舎	S55	RC	3	1,792	旧基準	H21	0.85	0.893	—	不要	—
	東校舎	H元	RC	3	1,917	新基準	—	—	—	—	—	—
	屋内運動場	S57	S	1	780	新基準	—	—	—	—	—	—
池田小学校	校舎	S59	RC	3	3,216	新基準	—	—	—	—	—	—
	屋内運動場	S48	RC	1	710	旧基準	H18	0.46	0.38	—	H26	—
薄根小学校	南校舎	S44	RC	2	1,533	旧基準	H9	—	—	—	H11	—
		S43										
	北校舎	S54	RC	3	2,283	旧基準	H21	1.03	1.083	—	不要	—
	特別教室棟	H10	RC	2	390	新基準	—	—	—	—	—	—
	屋内運動場	H元	RC	2	1,201	新基準	—	—	—	—	—	H29
川田小学校	東校舎	S49	RC	4	2,355	旧基準	H21	0.36	0.458	—	H25	—
		S50										
	西校舎	S51	RC	4	1,315	旧基準	H19	0.45	0.458	—	H22	—
	屋内運動場	H3	RC	2	1,247	新基準	—	—	—	—	—	—
白沢小学校	西校舎	S42	RC	3	1,608	旧基準	H18	0.49	0.423	—	H19	—
		S43										
		S43										
	東校舎	S54	RC	3	1,972	旧基準	H21	0.66	0.377	—	H27	—
S54												
	屋内運動場	S39	S	1	765	旧基準	H18	0.19	—	0.58	H22	—
利根小学校	校舎	H29	RC	3	2,038	新基準	—	—	—	—	—	—
	屋内運動場	S45	S	1	510	新基準	—	—	—	—	—	H29
多那小学校	管理棟	S43	RC	2	615	旧基準	H19	0.41	0.385	—	H21	—
	教室棟	S57	RC	2	441	新基準	—	—	—	—	—	—
	屋内運動場	H3	S	1	866	新基準	—	—	—	—	—	—

年度欄の()内の数字は実施予定年度

「耐震2次診断結果」欄中の「*年度」のIS値は耐震1次診断によるもので、IS値が0.9以上のため耐震補強不要

公立学校施設の耐震化状況一覧
(非木造施設:2階建て以上または面積200㎡以上) (令和7年4月1日現在)

○中学校

学校名	棟用途	建築年度	構造※1	階数	面積(㎡)	耐震基準※2	耐震2次診断※3結果				耐震対策	吊り天井対策
							年度	IS値※4	CT×SD値※5	q値※6		
沼田中学校	東校舎	S56	RC	3	1,328	旧基準	H21	0.70	0.343	—	不要	—
	武道場	S57	S	2	698	新基準	—	—	—	—	—	H29
	屋内運動場	S57	RC	2	1,796	新基準	—	—	—	—	—	—
沼田南中学校	北校舎	S61	RC	3	1,994	新基準	—	—	—	—	—	—
	南校舎	S61	RC	3	2,315	新基準	—	—	—	—	—	—
	武道場	S62	S	1	375	新基準	—	—	—	—	—	H30
	屋内運動場	S61	RC	2	1,237	新基準	—	—	—	—	—	—
沼田西中学校	南校舎	S40	RC	3	2,362	旧基準	H18	0.35	0.368	—	H20	—
		S41										
		S42										
	トイレ棟(東)	S41	RC	3	328	旧基準	H22	0.34	0.446	—	H24	—
	トイレ棟(西)	S40	RC	3	356	旧基準	H18	0.71	0.73	—	不要	—
	通路棟	S42	RC	3	222	旧基準	H22	0.36	0.21	—	H24	—
	北校舎	S46	RC	3	1,157	旧基準	H19	0.57	0.72	—	H27	—
	技術室棟	S46	S	1	342	旧基準	H18	0.40	—	1.59	H24	—
屋内運動場	H25	S	2	1,265	新基準	—	—	—	—	—	—	
沼田東中学校	南校舎	S63	RC	3	1,623	新基準	—	—	—	—	—	—
	北校舎	S63	RC	3	822	新基準	—	—	—	—	—	—
	武道場	S63	S	1	375	新基準	—	—	—	—	—	H30
	屋内運動場	S63	RC	2	1,200	新基準	—	—	—	—	—	—
池田中学校	北校舎	S58	RC	3	1,653	新基準	—	—	—	—	—	—
	南校舎	H4	RC	3	1,276	新基準	—	—	—	—	—	—
	屋内運動場	H9	RC	2	1,311	新基準	—	—	—	—	—	—
薄根中学校	南校舎	S58	RC	3	1,120	新基準	—	—	—	—	—	—
		H5	RC	3	766							
	管理棟	H5	RC	2	468	新基準	—	—	—	—	—	—
	北校舎	H5	RC	3	1,654	新基準	—	—	—	—	—	—
	屋内運動場	H15	RC	2	1,450	新基準	—	—	—	—	—	—
白沢中学校	普通教室棟	S53	RC	4	2,760	旧基準	H21	0.64	0.518	—	H28	—
	特別教室棟	S53	S	1	203	旧基準	H18	0.34	—	1.34	H24	—
	武道場	S62	S	2	628	新基準	—	—	—	—	—	H30
	屋内運動場	S47	S	1	1,519	旧基準	H18	0.55	—	1.47	H26	—
利根中学校	校舎	S62	RC	3	3,802	新基準	—	—	—	—	—	—
	特別教室棟	S62	S	1	312	新基準	—	—	—	—	—	—
	屋内運動場	S63	S	2	1,482	新基準	—	—	—	—	—	—
		S63										
多那中学校	校舎	H22	S	1	359	新基準	—	—	—	—	—	—

※1 RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造

※2 新耐震基準(新基準)は、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準である。昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物は新耐震基準を満たしている。旧耐震基準(旧基準)は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物の耐震基準である。昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、特に指定して新耐震基準で新築した場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしていることもある。

※3 耐震診断は、地震に対する安全性を構造力学上診断するものである。

※4 IS値(構造耐震指標)とは、耐震診断による建物の耐震性能を表す指標であり、IS値0.6以上で耐震性能を満たすとされているが、文部科学省は、学校施設については、おおむね0.7以上に補強するよう求めている。IS値0.3未満は大規模な地震(一般的に震度6強程度)により倒壊の危険性が高い建物とされている。

※5 CT×SD値は、水平力に対して建物または部材が保有している強度指標の累積値(CT)と建物平面・立面形状等による指標(SD)の積で表わし、0.3以上が目値。

※6 q値とは、保有水平耐力に係る指標で、1.0以上であれば倒壊や崩壊の危険性が低く、1.0未満では危険性があるとされている。保有水平耐力とは、建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さをいい、各階の柱、耐力壁及び筋かいが負担する水平せん断力の和として求められる値をいう。